

出席議員(20名)

1番	広 沢 真 君	2番	有 賀 光 子 君
3番	水 戸 義 裕 君	4番	森 淑 子 君
5番	大 坂 三 男 君	7番	白 内 恵美子 君
8番	百 々 喜 明 君	9番	佐 藤 輝 雄 君
10番	我 妻 弘 国 君	11番	太 田 研 光 君
12番	小 丸 淳 君	13番	星 吉 郎 君
14番	水 戸 和 雄 君	15番	加 藤 克 明 君
17番	杉 本 五 郎 君	18番	加 茂 力 男 君
19番	大 沼 喜 昭 君	20番	大 沼 惇 義 君
21番	加 茂 紀代子 君	22番	伊 藤 一 男 君

欠席議員(なし)

説明のため出席した者

町 長 部 局

町 長	滝 口 茂 君
副 町 長	小 泉 清 一 君
会 計 管 理 者	平 間 春 雄 君
総 務 課 長	村 上 正 広 君
企 画 財 政 課 長	加 藤 嘉 昭 君
ま ち づ くり 推 進 課 長	菅 野 敏 明 君
税 務 課 長	小 林 功 君
町 民 環 境 課 長	大 宮 正 博 君
健 康 福 祉 課 長	平 間 洋 平 君
子 ども 家 庭 課 長	小 池 洋 一 君
地 域 産 業 振 興 課 長 併 農 業 委 員 会 事 務 局 長	佐 藤 松 雄 君

都市建設課長	佐藤輝夫	君
上下水道課長	大久保政一	君
槻木事務所長	平間信一	君
危機管理監	吾妻良信	君
公共工事管理監	松崎秀男	君
税収納対策監	加茂和弘	君
長寿社会対策監	水戸敏見	君
産業活性化専門監	加藤善憲	君

教育委員会部局

教 育 長	阿部次男	君
教育総務課長	薊千代	君
生涯学習課長	笠松洋二	君

---

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	松崎	守
主 幹	相原	光男

---

議 事 日 程 (第4号)

平成20年3月12日(水曜日) 午前10時 開 議

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

我妻弘国  
加茂力男  
小丸淳  
佐藤輝雄  
有賀光子

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開 議

議長（伊藤一男君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は19名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

遅参通告に8番百々喜明君からありました。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下、関係所管課長等の出席を求めています。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程に入ります。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

議長（伊藤一男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において1番広沢 真君、2番有賀光子さんを指名いたします。

---

#### 日程第2 一般質問

議長（伊藤一男君） 日程第2、一般質問を行います。

昨日に引き続き一般質問を行います。

10番我妻弘国君の登壇を許します。直ちに質問席において質問してください。

〔10番 我妻弘国君 登壇〕

10番（我妻弘国君） おはようございます。10番我妻です。

大綱2問質問させていただきます。

1点目、文科省のゆとり教育路線転換への対応は。

平成20年2月16日、「ゆとり教育路線転換」と大きい見出しで新聞に報道されてきました。記事の内容を読んでみると大分変わるようである。小学校は平成23年度に、中学校は平成24年度に新路線へ全面的に移行するとあるが、時間的に余裕があるのだろうか、先生方の余裕の時間確保はされたのだろうか、甚だ心配であります。国の教育路線は県の路線でもあり、当然町の教育路線も踏襲されと考えます。

そこでお伺いします。

ゆとり教育の路線転換で、小中学校では平成21年度から移行措置期間に入ることになっておりますが、問題はないのか。

2点目、平成18年度の滞納額と不納欠損処分額を見て。

例年の決算審査において滞納や不納欠損についての審査項目になると、決まって町では「滞納対策室をつくって対応策を検討しています」と副町長はまじめに答弁しております。副町長が本当に対応したのかどうかは聞こえてきません。

昨年、滞納と不納欠損額を調べた。執行部は何に使うのかと私に問うが、今回この質問になりました。滞納額の多さ、特に国保税の滞納額は優良納税者に過大な負担をかけているので、大きな問題ではないだろうか。

ことし2月の常任委員会で町税等の収納向上対策計画の説明を受けました。徴収区域、担当者、滞納世帯などが細かに振り分けられております。滞納の現況と課題の分析もされております。

平成18年度の滞納額の数字を挙げると、個人町民税8,686万円、法人町民税246万円、固定資産税1億4,545万円、都市計画税2,774万円、軽自動車税303万円、国民健康保険税3億7,584万円、住宅使用料2,851万円、水道使用料4,756万円、介護保険料689万円、学校給食費491万円、保育料231万円となっており、合計7億3,156万円の滞納額であります。

平成9年から18年までの不納欠損額を見ますと、個人町民税4,538万円、法人町民税36万円、固定資産税7,696万円、都市計画税1,495万円、軽自動車税100万円、国民健康保険税1億9,176万円、住宅使用料1,019万円、水道使用料1,460万円、介護保険料568万円、学校給食費372万円、保育料301万円となっており、合計3億6,761万円になります。

そこでお伺いします。

滞納額、不納欠損額の金額の多さを執行部はどのように考えているのか。以上です。

議長（伊藤一男君） 答弁を求めます。1点目、教育長。2点目、町長。

〔教育長 登壇〕

教育長（阿部次男君） おはようございます。

大綱1問目、文科省のゆとり教育路線転換の対応はについて、お答えをさせていただきます。

ご質問のゆとり教育路線転換で小中学校は1年後に新路線に移行するとなっているが、問題はないのかについてでございますが、ご指摘いただきましたように、小学校では平成23年4月から、中学校では平成24年4月から新学習指導要領に基づく教育課程が完全実施というふうになります。

これからの予定としましては、まず平成20年度に文部科学省から都道府県教育委員会に対しまして新指導要領改訂についての説明会が実施されます。次に、それを受けた都道府県教育委員会が新学習指導要領の趣旨徹底説明会を教育事務所ごとに開催し、各小中学校に指導要領改訂の趣旨や現行の教育課程から新教育課程にソフトランディングさせるために実施する移行措置について、その内容や方法について具体的に説明を行う予定となっております。

なお、移行措置につきましては、21年度から小学校が2年間、中学校が3年間かけて徐々に段階的に移行する予定であります。したがって、20年度は趣旨徹底、文部科学省、県教委からしますと趣旨徹底の期間と、それから学校側からしますとその研究の年というふうになるわけでございます。

したがって、各小学校では20年度からおおむね3年間の研究と準備と調整を経て、調整というのは移行措置という意味でございますが、そして23年度から新教育課程に完全移行と、それから中学校では20年度から4年間の研究と準備と調整期間を経て24年度から新教育課程に完全移行する予定となっております。全国の小中学校が文部科学省と各都道府県教委の計画と指導のもとに同一歩調で新教育課程の編成と実施に取り組むこととなりますので、町内小中学校におきましても十分研究と準備をして計画的に新教育課程に移行できるよう努力をしてみたいと考えております。以上でございます。

議長（伊藤一男君） 2問目、町長。

〔町長 登壇〕

町長（滝口 茂君） 滞納額と不納欠損額の関係でございます。

副町長を本部長とした柴田町町税等収納特別対策本部の活動でございますが、昨年5月23日に前期の収納対策について協議し、さらに10月25日に後期の収納対策について協議を重ねております。本部会議では、税目、使用料の滞納繰越額の現状を確認するとともに、一歩進んだ徴収強化策を実行し、収納率の向上に努めるよう周知徹底を図っているところでございます。その概要につきましては、昨年12月の定例議会前に議員の皆様にもまとめ書をお配りし、収納特別対策本部の活動をお知らせしたところでございます。

今後は、滞納額100万円を超える悪質な事業者については、仙南地域広域事務組合の滞納整理課と連携の上、動産、不動産、自動車等の差し押さえを実施してまいります。

2点目、国保税の関係でございますが、国保税の10年間の滞納繰越額の収納率は10%前後となっております。現年度収納率90%台を維持しながら、滞納繰越額の縮減に努めてきたところでございます。議員もご承知のとおり、国保加入世帯は低所得者や無職者、高齢者など所

得が不安定な世帯を多く抱えているという構造的な問題があり、全国的に収納率が低い状況にあります。税の公平性の維持が長年の課題となっております。

今後の改善策といたしましては、収入または資産のある世帯で納期限や分納誓約を守らない者に対しては、期限つきで滞納処分を進めてまいります。同時に、これまで以上に国保加入者の健康づくりや健診事業に力を入れることで、増加する医療費の抑制に結びつけていきたいと考えております。

3点目、不納欠損の問題でございますが、既に時効が到来している分を一括整理したことによるもので、過去10年間の滞納繰越累計額と不納欠損額累計の比較で見れば、7%から8%の割合となっております。今後も現年度徴収を基本に滞納繰越額のさらなる縮減に努めるとともに、税法に基づいた時効確認により年次的に欠損処分を執行してまいります。

なお、保育料を初め介護保険料、町営住宅使用料、水道使用料、学校給食費の滞納額及び不納欠損額につきましても、悪質な滞納者に対しては法的処分もいとわない強い姿勢で臨み、滞納繰越額の縮減に努めるとともに、支払い能力が見込めない者については地方自治法及び民法に基づく欠損処分も同時に執行してまいります。以上でございます。

議長（伊藤一男君） 我妻弘国君。

10番（我妻弘国君） それでは、1点目のゆとり教育路線の転換、かなり大幅に転換する予定のようなので伺います。

まず、前に「生きる力」ということでお話をいただいているわけですが、生きる力の理念は継承するとなっております。先日、ある記事を読んでいましたら、慶應大学の学長であった石川忠雄さんという方が、評論家であります江藤 淳さんを教授にお呼びしたいということで、そのときのことが書いてあります。「思う存分仕事をしてください。そして、学生をかわいがってください」と、この「かわいがってください」という話を江藤さんが聞いて非常に感動した。これは、私、ある記事を読んでいて、うちの教育長と同じことを言っているなと思ったんです。教育長は前回の12月定例会で「生きる力を教えていくのは教師の人格そのものにある」と、こういうふうに言われております。そういうことから、慶應大学の学長であった石川忠雄さんが江藤さんに言った言葉、こういうことをうちの学校の先生方に先生の話と一緒に伝えていただきたい。

生きる力というのは、子供たちをどう育てるかということならば、児童生徒を大事にすることと考えますが、この方針はずっと貫いて先生方に伝えていくのかどうか、まず1点目伺います。

議長（伊藤一男君） 教育長。

教育長（阿部次男君） 教育の目的は、新教育基本法にもありますが、まずは人格の完成、そして国家社会の形成者としての育成、この2点でございますが、まず初めに子供たちの人格形成を図るということでございます。したがって、昨今、教育論、いろいろな意味で議論されていますが、どうも学力が中心になっての議論が多いわけですが、やはり不易の教育の課題は人格形成、しかも人が人を育てるわけですから、そういう意味では子供たちの前に日々立っている教師がやはり人間としての成長を図りながら子供の前に立たなければならないのだろうと常々思っておりますので、そういう意味で、まず教師こそが人間としての成長ということを大いに自己研さんを図り、それと自己反省をしながら成長すべく頑張るよということでの校長会等でのお話はしておるところでございます。今後もそのようにしてまいりたい、何よりも子供が主役の学校づくりということを念頭にこれからも実践してまいりたいと思っております。

議長（伊藤一男君） 我妻弘国君。

10番（我妻弘国君） 子供たちの学習時間が多くなるようですが、先生たちのゆとりの時間が非常にタイトになってきていると。これは前回の定例会でも質問しましたが、この問題は解決されているのかどうか。

議長（伊藤一男君） 教育長。

教育長（阿部次男君） 教師の時間がますます時間的なゆとりがなくなるのではないのかというご指摘でございますが、こま数の上でも当然授業時数がふえますし、内容も増加されますので、当然ながらいろいろな意味で指導方法を工夫したり、教材開発をしたり、新たに取り組むべき課題が教師には山積しておりますので、そういう意味では非常に時間的には苦しくなるということは間違いなことだと思います。さりとて、問題とそれをとらえるのか、あるいはそれを新たなことに挑戦する課題として自分の教師としての喜びを持って、あるいはやりがいを持って、生きがいを持って取り組むのかで随分違うと思っておりますので、その辺の教師のモチベーションといいますか、意欲、やる気を高めながら各校長が学校運営をするように、校長会ともども考えてまいりたいと思っております。

いろいろな意味で今度の改訂については指摘をされていますが、あえて問題といいますと、どちらかというと教師側にとっては時間的なことよりも内容的なこと、こちらへの戸惑いの方が大きいのかなと思っております。例えば現行の学習指導要領が改訂になったときに一番先生方が困ったのは、教科書のない総合学習が入ってきたということだったんですね。これ

まではほとんどが教科書があって、手本がありますから、それにどう肉づけして子供にどうわかりやすく教えるか、そして考えさせていくかということが課題だったのですが、さて何をテーマに何をどのように教えるかという、すべてがゼロからの出発でしたから非常に戸惑いが大きかった。ところが、ここまでの途中で、たしか2002年だったでしょうか、文部科学大臣の方からアピールが生まれて、これが総合学習の生きる力から今度は基礎基本だというふうになりまして、一斉に全国で始まったのが読み・書き・計算と。したがって、具体的には例の100ます計算であるとか朝読書とか、朝読書は全国どこの小中学校でも定着しました。それはそういう意味では功績があったのかなと思うところもあるんですが、町内のすべての小中学校で朝読書をやっております。そうやって基礎基本に変わった。そうかと思ったら今度はまた活用する力だと、応用力だと、そして言語活動だと。そういうふうに、何かいろいろな意味で内容、指導方法が大変振り子のように変わってしまうというところで、非常に教師側の戸惑いが大きい。したがって、時間的なこともありますが、内容、方針の変更に非常に戸惑っているというところが実態でございます。

議長（伊藤一男君） 我妻弘国君。

10番（我妻弘国君） 今ご説明いただいたわけですがけれども、総合学習の時間が30%削減されて、そして基礎学力のアップをねらうと、また今度、活用する考え方と。その方針の変更、これは教育長、どういうふうに考えますか、うちら方の町の教育に対して。

議長（伊藤一男君） 教育長。

教育長（阿部次男君） 実は方針転換というのが、やはりいろいろな教育をめぐる環境の変化というのがありまして、それがベースになっているということだと思います。一つは教育基本法の改正がございました。それから、国際的な学力調査、いわゆるOECDのPIISA調査というものでございますが、これがございました。そしてまた教育再生会議ということがあって、実は今回の学習指導要領の改訂の内容を見ますと、この3点が、内容的に非常にそれらの教育環境の変化というものが如実に盛り込まれているということでございます。

具体的に申し上げますと、例えば先ほど申し上げました活用力、いわゆる知識・技能を課題解決に活用する力を育成するのだというのが盛り込まれたんですが、これはご承知のように国際学力調査（PIISA調査）を踏まえてのことなわけです。それから、各教科で伝統文化の学習あるいは言語力の育成活用というのが入ってきましたが、これはいわゆる教育基本法の改正から来ているということでありまして。それから、道徳教育にいわゆる基本的な生活習慣や善悪の判断でありますとか規律ある生活、法や決まりの理解、そして社会への参画とい



った、いわゆる公共の精神とか、これについては新教育基本法と教育再生会議での議論などを踏まえて、その趣旨を尊重してそんな内容にしてあるということだと思えます。

このような新学習指導要領の改訂がありましたので、当然ながら町内小中学校も公教育の一環として、柴田町立の小中学校でございますので、国のそういうふうな方針、指導要領に沿って取り組んでまいりたいと思っております。

議長（伊藤一男君） 我妻弘国君。

10番（我妻弘国君） 再度お伺いしますけれども、昨年12月の定例会のときに、試験結果をどのように活用したか、各学校でどのようなことを話されたのか、後でその資料をお示し願うということになっていたんですけれども、まだなかったので、再度これをちょっとお伺いしておきます。

議長（伊藤一男君） 教育長。

教育長（阿部次男君） 申しわけございません。今、資料を手元に持ってきたつもりだったんですが、ちょっと探しかねましたので、口頭でおおむねお話しさせていただきます。

各学校の方から全国学力テストを分析した結果につきまして、「学校だより」でありますとか、あるいは通知という形でそれぞれに保護者の方にこのような結果でしたということでお知らせをしております。その中には具体的に、うちの方の学校では国語であればこれこれの力が弱いとか劣ってありましたとか、これこれについては全国レベルでした、あるいはそれを上回っていましたとかというふうに具体的にお知らせをし、そしてこれからの今後の課題として当然ながら学校側として不十分なところを補充学習しますというふうにきちんとお知らせをして、また実施をしております。一番のポイントは、やはり学力テストというのは指導と評価の一体化、まさに指導のために評価するわけですので、その結果に基づいてそれぞれの子供に個別に指導もしているというところでございます。

議長（伊藤一男君） 我妻弘国君。

10番（我妻弘国君） ことしはその結果を9月にしたいと、これは参加しての話ですけれども、柴田町では参加するんですか。そして、去年は結果の発表がおくれましたよね、9月以降だったんですね。十分間に合ったのかどうか、それもお伺いします。

議長（伊藤一男君） 教育長。

教育長（阿部次男君） 20年度の全国学力テスト・調査への参加については、各学校の意向をまず集めまして、その結果はどこの学校も参加をしたいということでした。それを踏まえて教育委員会で参加をするかについての審議をしていただいて、参加をするというふうに決定

をいたしております。

2 点目、もう一度お願いいたします。発表の結果のおくれということでしょうか。

これは、どの時点で結果が発表になったとしても、ただいま申し上げましたように、一番大事なことは一人一人の子供の学力がどこが不十分なのかということ把握することだと思えますので、それに基づいて補充学習をするというのが要するに学力向上の上でも非常に大切なことだと思えますので、そういう生かし方をしてまいりたいと考えております。

議長（伊藤一男君） 我妻弘国君。

10番（我妻弘国君） 来年度も個人的な結果が出てきて、個人がどういうふうな結果になっていて、こういうことがこの人には必要だろうという対応をされていくんだろうと思えますけれども、それでいいんですか。

議長（伊藤一男君） 教育長。

教育長（阿部次男君） 文部科学省の方では結果の公表については非常に限定的な公表をしておりますが、実は児童生徒一人一人についての公表は本人にきちんと渡しているんですね。ですから、本人もどこが自分がまだなのか、課題なのかということは把握できます。そんな仕組みになっております。

議長（伊藤一男君） 我妻弘国君。

10番（我妻弘国君） 県の教育委員会は、学力向上対策を柱に学校改善支援プラン案を策定したというふうに言われておりますけれども、町ではどのような指導を受けているのか、あればお聞きします。なければ結構でございます。

議長（伊藤一男君） 教育長。

教育長（阿部次男君） 具体的なことについてはまだございません。会議等が最近開かれたということでございますので、いずれは具体的な内容として示されるのかなと思っております。

議長（伊藤一男君） 我妻弘国君。

10番（我妻弘国君） 県の教育委員会では、小中学校の連続した教育を実現するため、中学校の教員が小学生を指導する、また小学校の児童が中学校の授業を見学できる機会を設けるよう求めたとなっておりますが、柴田町の今後の対応はどのようにするんですか。

議長（伊藤一男君） 教育長。

教育長（阿部次男君） 町内の現状ですが、各中学校区ごとに小・中の連携ということで取り組んでおりますのは、例えば中学校の先生と小学校の先生が一堂に会して小・中の問題を話し合う、それから、例えば教科ではこれこれのところなかなか学力が身につけていま

せんよと中学校側から注文をつけるとか、そんなこともやっておりますし、子供の側からしますと6年生が中学校に出向いて授業参観をしたり、先輩の中学生の方から中学校の生活についていろいろ説明を受けて質問をするというふうなことも実際にやっております。

議長（伊藤一男君） 我妻弘国君。

10番（我妻弘国君） 新路線では、小学校1年生、2年生に2こま90分の授業時間がふえるようですね。子供たちの集中力維持が心配だと言われておりますが、きのう、水戸義裕議員が二学期制で時間のゆとりをつくったらどうだという話をしたら、教育長はいろいろな答弁をされたんですけども、私は、今は全土曜日、毎週土曜日休みになっておりますけれども、移行する前の一時期、隔週土曜日休みだったんですよ。そういう土曜日の時間を活用したらどうかと思っておりますが、問題は先生方の労働時間的问题がありますね。教育長はどんなふうに考えられますか。

議長（伊藤一男君） 教育長。

教育長（阿部次男君） 学校週5日制になって土日をどんなふうに子供が過ごすのかということで大変あのころ話題になったわけですが、実際に見てみますと、町内、よそもそうだと思うんですが、例えばスポーツ少年団、スポ少の活動、これなんか非常に、教育長としていろいろなところから大会とかのご案内をいただいたりして見ているんですが、非常に活発に生き生きと子供たちが生活をしております。その意味では、積極的な意味ではそれはプラス評価できるのかなと思います。

もう一つの学校側にとって言いますと、やはり授業時数が減りますので、当然ながらそれに見合った学習内容の量にしないでないということで、現行指導要領に移るときには何と3割も内容を減らして、ちょっとひんしゅくを買ったと、そして現在の学力低下はそれが原因だったのではないかなというふうに指摘をされるということでございますが、ただ、授業時数については現在このように時間増というふうな形で今新しい学習指導要領が実施されようとしていますし、そういう意味では、きのうもちょっと議論になりました、ご質問にありました、管内では福岡中学校だったでしょうか、先行しているわけですけども、20時間ほどというふうな時間増がありますという形ですが、それは十分にクリアできるだけの時間増になりますので、20時間というのは実際に学校レベルで教科で換算しますと、9教科ありますから、20時間を9教科でということは1教科で年間2時間程度の増加ということですので、なかなかそれをもって学力云々とか、あるいは教育的効果というふうにはちょっと検証しにくいところもありますので、当面は新学習指導要領で大幅授業時数の増加というところに対応

してまいりたいと思っております。

議長（伊藤一男君） 我妻弘国君。

10番（我妻弘国君） 新路線では小学校5年から英語が必修になるようですけれども、ALTの先生とか英語を教えていただけるサポーター、そのような人数が確保できるのか、また柴田町では財政難を理由に教育費というのをカットしております。そういうところで本当に教育を確保できるのかどうか、教育長はどう思っていますか。

議長（伊藤一男君） 教育長。

教育長（阿部次男君） 20年度の予算編成については、この後予算編成の委員会等でいろいろ指導いただくことになると思うんですが、実は教育に関しては、今回の議会の町長の所信表明にもありましたけれども、非常に手厚く予算面で配当していただきました。具体的ところはちょっと時間がありますので申し上げるのはあれなんですけど、内容の主なものをお話ししますと、例えば各通常の学級で担任の先生が非常に指導が難しくなっているようなお子さんもおりまして、そういう子供さんに個別についてもらうという意味で特別支援教育の支援員というものを4名配置してもらいました。それから、パソコンなんかも町内小中学校すべてのパソコンを更新してもらおうとか、これまで消防関係の施設設備、それから電気関係もなんですけど、保安施設設備、指摘事項がたくさんあったんですけど、これもなかなか手をつけられない、それもすべて今回予算化をしていただくことになりました。そのほかに上げればきりがなくたくさん配当していただきましたので、ぜひお認めをいただいて実現させていただければと考えております。

議長（伊藤一男君） 我妻弘国君。

10番（我妻弘国君） 予算委員会でじっくりと検討させていただきます。

次に、新しい考え方というんですか、伝統と文化の尊重ということから日本古来の伝統文化を学ぶことに重点を置いたというふうにあって、民謡に親しみ、長唄もうたうとありますが、長唄などはだれが教えるのか、それからダンスも習得させるとなっております。どのようなダンスを教えていくのかお伺いします。

議長（伊藤一男君） 教育長。

教育長（阿部次男君） 本当に正直なところ、先ほども申し上げましたが、今回の指導要領の改訂につきましては、内容を見ますと学校としては総合学習が入ってきた以上に戸惑いがあるといえますか、本当にこれ、やれるのかというのは正直なところあります。小学校英語につきましても、実際にそういう教育を受けていない先生方が英語を指導するということであ

りますし、文科省ではその研修体制はとると言いますが、結局5年生、6年生を受け持った先生はすべて、毎年のように変わりますので、ほとんどの先生が英語についての研修を受けなくてない、そういうこともありますし、実際本当にやれるのかなと。それだけではありません。例えば小学校英語ですと内容的には歌を歌ったりゲームをやったり、あるいはコミュニケーションといいますか、会話、そういう軽い会話ができるようにするとか、そういう非常に楽しい英語というところなんですね。ところが、中学校に行きますと突然読み書きのいわゆる受験学力等の英語というふうになってしまって、余りにもギャップが大きい、本当に大丈夫なんだろうかという心配もあります。それから、当然、今ご指摘いただきました文化・伝統を重視するというふうなことになりまして、これについてはやはり外部の力といいますか、外からのゲストティーチャーとかお願いをしながら対応するしかないのかなと思っておるところです。

議長（伊藤一男君） 我妻弘国君。

10番（我妻弘国君） そのほか、中学校では男女とも武道が必修というふうになっておりますね。その武道というのを見ましたら、柔道、剣道、相撲、なぎなた、こういうふうに想定されているようですが、柴田町ではやはりそういうところに取り組んでいかざるを得ないんでしょうけれども、どなたが指導されるんですか。

議長（伊藤一男君） 教育長。

教育長（阿部次男君） 柔道と剣道につきましてはこれまでも部活動がほとんどの学校にありますので、ここは問題なく済むのかなと思います。ただ、なぎなたとかになりますと、これは外部の講師を入れないとちょっと無理なのかなと思っております。

なお、子供たちからすると、例えば柔道なんかについては柔ちゃんの活躍もありますので比較的抵抗感は少ない部分もあるようです。ただ、実際には、例えば武道をやるというときには、ジャージ姿で剣道というわけにもいかないでしょうし、ジャージ姿で柔道というわけにもいかないでしょうし、その辺のところ、今度は教育委員会としては物的な面でのサポートをどういうふうにしていけばいいのかというところがちょっと予算にも絡んで頭の痛いところでございます。

議長（伊藤一男君） 我妻弘国君。

10番（我妻弘国君） だんだん財政がよくなるので、町長は柔道着なんか買ってくれるかもしれません……、それはともかくとして。

2月21日、町内の中学生が虚偽の110番をして警察業務を妨害したと報道されておりました

た。「なたを持った男が町内で暴れている」との通報をし、大河原警察では署員50人を出動、パトカー20台、ヘリコプター1機を出したとある。「以前、放置自転車を持ち去ったことで事情聴取を受けたことで不満があり、困らせてやろうと思った」と書かれておりました。この事件の教育委員会の対応はどのようにされたのかお伺いしておきます。

議長（伊藤一男君） 教育長。

教育長（阿部次男君） まずは大河原警察署に出向きまして、おわびを申し上げてまいりました。外部的には当然ながら教育委員会でも報告しましたし、臨時の校長会も開いて今後の対応等についてもお話をしました。

その前に、今ご指摘にありました、その動機といいますか、これにどうも意図的悪質なものが少し感じられるような新聞報道だったんですが、ところが、これは以前に自転車の乗り回しで云々、警察署の方からということで、その腹いせのような形でというふうにどうも報道があったんですが、実は学校側で本人から事情を聞いた範囲では、決してそうではないと。やはり軽い気持ちで、いたずら、愉快犯というんでしょうか、そちらのようだったという受けとめ方をしています。少なくとも本人が意図的悪質な理由、動機でもって110番電話したのではないというところがございますので、そのところが個人的な感情でということであれば問題ですが、一般的にほかの子供ももしかすると軽い気持ちでというのであればまた同じような繰り返しになる可能性があるので、すべての小中学校でこういったことの結果の重大性というか、余りにも軽はずみな気持ちでやったことが余りにも大きな社会的な不安とか、あるいは大きな結果を及ぼすのだということとを全部の小中学校で指導しようということとで対応したところございました。

議長（伊藤一男君） 我妻弘国君。

10番（我妻弘国君） わかりました。新年度から子供をめぐる事件・事故の対応に、県では問題に素早く対応するとともに教員の負担を軽減するため、専門チームの派遣をする支援態勢をつくると言っております。どのような事件のとき、県にそういう要請をするのか伺っておきます。

議長（伊藤一男君） 教育長。

教育長（阿部次男君） 県教委の方で想定しているのは、ある程度一定期間にわたってその学校に入り込むということだと思いますので、要するにいわゆる荒れた中学校とか、したがって、今話題になりましたような1人の子供が何か問題行動、反社会的な行動をしたからすぐに派遣云々ということではなくて、どうも学校全体として先生方の力では解決し切れないほ

ど学校が荒れている、問題行動が多いというようなところに重点的に派遣をするという趣旨だと思いますので、本町においてもそういう事態になりましたときにはぜひそういったことを活用してまいりたいと考えております。

議長（伊藤一男君） 我妻弘国君。

10番（我妻弘国君） 私の知る限り、10数年前ですか、かなり荒れた中学校があったわけですが、現在はそういうことは見られないですか。

議長（伊藤一男君） 教育長。

教育長（阿部次男君） 町内の中学校に10年ほどお世話になりましたので、よく当時のこともわかるのですが、最近のいろいろな問題行動と、かつて10数年前、20年前ぐらいのとは大分違うなど。いわゆる荒れた中学校と言われたときには、要するに教室内が授業にもならないということなんですね。ある学校なんかでは校長先生が木刀を持って学校の中を回っていたとか、そういう極端なところまで行っていた。ところが、最近、昨今の中学校の問題行動というのは、先ほども話題になったように個人的なものが多いんですね。これは非常に個人的な問題はいろいろございます。ところが、昔あったような例えばシンナーでラリっているとか、あるいは子供が革靴で校舎を闊歩するとか、そういう状況ではないんですね。むしろ、注意をされると非常に素直に「はい、わかりました」と言う子供が多い。それで帰りがけにその辺を壊していくとか、指導が心に行き届かないというところが学校で苦慮していると、繰り返すということなんですね。それが今の子供たちの特徴なのかなと。一見従順そうで、外から見るといかにもこれは問題行動を起こしているような子供だなと見えないんですね。それらの子供がいろいろ単発的な問題行動を起こしているというのが実情でございます。

議長（伊藤一男君） 我妻弘国君。

10番（我妻弘国君） ぜひ、一番最初に言ったように、先生の人格で子供たちを直していただきたい、こういうふうに思います。先生の方はこれで終わります。

次に、滞納額と不納欠損の処分額を見て、自治体健全経営を目指して私もその一助になればということで始まったわけですが、平成18年度の町税滞納について、仙南広域にある滞納整理課に1,370万4,362円を移管しております。18年は徴収率15.25%の285万6,557円になっていますが、この数字は満足すべき数字なのかどうかお伺いします。

議長（伊藤一男君） 税務課長。

税務課長（小林 功君） 今回、滞納整理課の方には18年度につきましては28件の1,370万円、それで収納されたのが、今、議員お話しされましたように285万円ということで15.25%なん

ですが、これにつきましては町の滞納整理でもなかなか苦労して、なかなか収納まで行き渡ってない本当に悪質な方でございますが、これを滞納整理課の方ではいろいろ預金、資産等の差し押さえ、それ等で作っていただいているということで、他の市町の収納率から比べれば柴田町は18年度につきましては今の15.25%、19年度は30件で委託金額が1,800万円なんです、こちらにつきましては588万円で28.23%ということで、こちらもどちらかというところと2市7町の中ではぬきんでているかなという意味で、これらの収納率に満足するかということでございますが、なかなか町の段階で整理できない悪質な方でございますので、そのアナウンス効果を期待しているところでもございますし、我々もこれからもっとこの滞納整理課の滞納処分を十分習熟させていただいて、滞納整理に努めていきたいと思っております。

議長（伊藤一男君） 我妻弘国君。

10番（我妻弘国君） アナウンス効果があるんじゃないかということなんですけれども、現実に町民の間にどのように伝わっているのか教えていただきたいと思えます。

議長（伊藤一男君） 税務課長。

税務課長（小林 功君） 一応滞納整理課の方に移管する場合に、うちの方で悪質と認められる滞納者の方をリストアップしまして、その方に、誠意ある納税をしてませんよと、それであれば広域の滞納整理課の方に移管しますと、それで滞納整理課の方では預貯金とか給与差し押さえとか資産差し押さえ、そういうことを前もって予告をします。それで何の反応もなければ、その中から特に悪質な方につきましては大体30件相当を移管するというような形で事前周知をしているところでございます。

議長（伊藤一男君） 我妻弘国君。

10番（我妻弘国君） 私がお伺いしたのはそういうことでなくて、現実に町民の間に滞納整理課というものがどのように伝わっているかというのを伺いしたかったんですけれども。

議長（伊藤一男君） 税務課長。

税務課長（小林 功君） 周知につきましては、日常的に滞納されている方は分納誓約とか窓口相談を行います。そのときにその方の誠意ある納税ということであればそのままいくんですが、そうでない場合はまず送るといってもありますし、滞納されてない方については個別には送らないんですが、未納があった場合に催告書を出します。催告書の中に滞納整理課の方に送りますよというようなことでの文書を1枚入れております。

議長（伊藤一男君） 我妻弘国君。

10番（我妻弘国君） 滞納されている方にはわかるけれども、一般町民の方に広くこういう制



度があると、こういうことをしていますよということはまだそんなに知らせているわけではないということですね。大いに今度は法的に対応しますよということをごきちと知らせていただきたいと思います。

町税がふえると地方交付税が削減されると聞いていますけれども、税収が1,000万円ふえると地方交付税というのはどのくらい減らされるものか、アバウトでいいからそういう算出する割合というものはあるのかどうか伺いたいと思います。

議長（伊藤一男君） 企画財政課長。

企画財政課長（加藤嘉昭君） お答えします。

普通交付税につきましては、今、議員おっしゃるように、基準財政収入額といいまして、町の税収がふえれば交付税が減るということになっております。その前提には基準財政需要額といいまして、柴田町とすればいろいろな計算式があるわけですが、年間ある程度このくらいの金がかかりますよと、それから税収なり国から来る一般財源として使えるやつ、そういうやつを引いて交付税が算定されます。それで、どの程度ふえたら、1,000万円ふえればどの程度減るかということなんですけれども、単純に言えば昨年基準財政収入額が例えば30億円ということで、次の年が31億円ということで1億円ふえれば、単純に言えば需要額が同じであれば1億円減るといってございます。ただし、100%基準財政収入額に入るのでなくて、75%が基準財政収入額と見られるということで、税収がふえれば25%分は自由に使えるということになります。

議長（伊藤一男君） 我妻弘国君。

10番（我妻弘国君） 交付税が減額され、住民税の滞納額がふえると、収入不足、歳入不足に陥る心配はないのかちょっとお伺いしておきます。

議長（伊藤一男君） 企画財政課長。

企画財政課長（加藤嘉昭君） 滞納、徴収率が悪くても、全国一律に徴収努力、それは公平に見るといって、自治体によって例えば徴収率が90%あるいは70%あるいは100%ということで、それぞれ自治体が異なるわけですが、基準財政収入額につきましては公平性を保つということ、ある一定の自治体の町税というものは徴収率にかかわらず一定の基準財政収入額というふうに見られます。そういう意味では予算計上の際には当然100%入るということでは予算計上しておりませんので、98%台ということで税収によって毎年の収納率を見ながら勘案して予算を計上しておりますので、今の予算編成の中では収入不足にはならないというふうにご考えております。逆に、収納率が上がれば町の収入がふえるということになる

かと思えます。

議長（伊藤一男君） 我妻弘国君。

10番（我妻弘国君） 町税滞納額が2億6,557万円あります。特に固定資産税1億4,545万円は大きいんですけども、「少数であるが、高額納税者がいる」と、こう書いてありますね。徴収可能な数字、それが何人ぐらいなのか、これをちょっとお伺いしておきます。

議長（伊藤一男君） 税収納対策監。

税収納対策監（加茂和弘君） お答えいたします。

固定資産税については、確かに大口の件が数件、納税額の異動がありますので、数値が一定に決まっているわけございませんで、5月末あたりでとらえた場合だと10件前後ございまして、大きい……、金額はいろいろなんですけれども、100万円以上であれば累積している方もいますし、現年度であれば500万円以内の方でおくれている方もいらっしゃいます。そういう方については分納をお願いして、とにかく定期的いきちと納めていただくように指導しているところでございます。できるだけ早目に担税力がある方は返していただくということをお願いしています。

議長（伊藤一男君） 我妻弘国君。 [午前10時58分 8番百々喜明君 入場]

10番（我妻弘国君） 私はその徴収可能な数字をお伺いしたんです。大体どのぐらい考えていらっしゃるのでしょうか。

議長（伊藤一男君） 税収納対策監。

税収納対策監（加茂和弘君） 数字的に説明してくれということだったんですけども、ある程度計画的には見込みをつけてやっておるわけなんですけれども、やはり交渉の度合いによってこちらの方の希望と食い違うところがありますので、できれば7割くらいは回収したいというふうに私の方では見当をつけてやっております。

議長（伊藤一男君） 我妻弘国君。

10番（我妻弘国君） そうすると数字的には1億円ということになりますね。

次に、国民健康保険3億7,584万円の滞納があります。ここに、前にちょっと説明を受けたんですけども、ちょっとわかりづらい文言があるので、これを説明していただきたいと思えます。「年課税額20万円以上の滞納者が滞納者全体の4割程度を占めている」とあるが、この内容を詳しく教えてください。

議長（伊藤一男君） 税収納対策監。

税収納対策監（加茂和弘君） お答えいたします。

国保税の中で4割程度という意味でございますが、国保税の滞納世帯が5月末で869世帯ございまして、その中で20万円以上課税されている方々が149世帯、全体の17%ぐらいいらっしゃるんですけども、その中で滞納額が約全体の4割を累計で占めているということでございます。特に20万円から30万円未満の滞納者が101世帯ほどおりまして、この累計額が2,400万円ぐらいになっております。その中身でございますけれども、担税力が弱い方々ということになると思うんですけども、今話題のワーキングプアという世帯に当たるのかなと思っております。こういう方々は収入の割合が少ないものですから、滞納になるケースが多く出ているということがわかっております。

議長（伊藤一男君） 我妻弘国君。

10番（我妻弘国君） わかりました。国保税の料率といいますか、税率、近隣市町村で異なるので、私の国保税と比較してみました。人口がほぼ同じような角田、岩沼、白石と三つ比べてみたんですけども、角田と比較してみたら1年間で2万7,620円、柴田が多いんですね。白石では3万4,700円多いんです。岩沼はちょっと問題があるようなんですけども、岩沼は6万4,800円、柴田の方が多いんですね、岩沼より。ただ、岩沼では一般の方から繰り出ししているということで、比較にならないのかなと思っていましたが。介護保険も比較してみたんですけども、角田市より3,857円多いです。岩沼より9,834円多かったんです。税率が異なることで税額が違うんですが、税率が異なるという、その理由、これはどういうふうになって違っているのかお伺いしたいと思います。

議長（伊藤一男君） 税務課長。

税務課長（小林 功君） 柴田町につきましては、所得割につきましては8.6%、資産割につきましては33%、均等割につきましては、被保険者1人当たりですけども2万9,500円、平等割、いわゆる世帯割ですが、これが3万2,500円ということで、これは近隣の市町から見ますと、今、議員がお話しされましたように率的には高いかなと思います。ただ、これはいわゆる税というのは歳入であり、歳出があって歳入ということもありますので、歳出面の医療費が伸びていると。いろいろ県内の医療費のかかった順位等を見ますと、柴田町は県内でも9番目ぐらいになっております。それら等によることでの税率の高さというのが近隣よりもあるのかなと思われます。

議長（伊藤一男君） 我妻弘国君。

10番（我妻弘国君） 各自治体で異なる税率ですけども、どこの分野でその金額が大きくなるのか、税務課長、どういうふうに考えますか。それから、この修正というのはできるのか

どうかお伺いします。

議長（伊藤一男君） 税務課長。

税務課長（小林 功君） この四つの分け方は、所得・資産割につきましては応能割、均等・平等割につきましては応益割ということで、どういうふうに分けるかといった場合ですが、それぞれ国の方の指導であれば50・50というふうな、応能・応益割合を50・50というふうに持ってきているわけですが、うちの方では応能が51%、応益が49%ということで、それに応じた軽減割合も付随して出てきます。この応能にするか応益にするかというのは、資産のあるところ、そうでないところというふうに出てきますが、なかなか分け方の微妙さはありますが、標準としては50・50というような形ということがかかっているということでございます。（「もう1点、修正はできるのかということ」の声あり）

この率等の修正になりますか。これらは修正は可能であって、応能から応益にやるか、応益から応能にやるか、それはある程度の割合数によっていろいろ交付金等の兼ね合いもありますし、3割軽減が2割軽減になったりとか、そういうことの取り決めも出てくるようになります。

議長（伊藤一男君） 我妻弘国君。

10番（我妻弘国君） 国保は16年から18年まで3年で3回の値上げをしております。平成16年に10%、17年に5.5%、18年12.7%の値上げをしております。15年と比べると31%の値上げになっております。この31%というと仮に1万円だと3,000円上がるんですよ。10万円だと3万円上がっているわけです。40万円納めていた人は52万円になっているわけです。3割の上げ幅というのは非常に大きかったんじゃないか。この大きいのが、町税の徴収率が98%、県で優秀な収納率を誇っている。しかし、国保は89%ですね。9ポイント落ちているんですよ。そこら辺を考えると、3割の上げ方が大きかったのかなと思いますが、どんなものでしょうか。

議長（伊藤一男君） 税務課長。

税務課長（小林 功君） 過去のあれからしますと18年度に12%ですか、アップしましたけれども、なかなかこれは需要と供給、医療費の方の伸び、そちらに応じて当然上げざるを得ないということで、いろいろこれから医療にかからないような方策というのをあわせて進めていかないと、なかなか歳入と歳出のバランスがうまくいかなくなるのかなと思われまして。

議長（伊藤一男君） 我妻弘国君。

10番（我妻弘国君） 20年度は上げないと執行部は言っていますので心配はしておりませんけ

れども、後でまたこの点についてはお伺いします。

昨年、国保の1割の短期証明書を発行しておりますが、どのような状況になっているかお伺いします。

議長（伊藤一男君） 町民環境課長。

町民環境課長（大宮正博君） お答え申し上げます。

短期証の関係でございます。6カ月、3カ月、これに加えて面談の機会をふやすというふうなことで、短期被保険者証の要綱を改正いたしまして、1カ月、これを去年9月1日から一応施行してございます。9月末には納税相談をいたしまして、9月末と10月中旬、2回納税相談を実施しております。それでも来ないという方がおりますので、その方々に、10月末になりましたが、1カ月の短期証をすべて送付したということでございます。それでも相談に来たのは10数件、面談に来たのがですね、ということもでございます。今後残り百二、三十名ほど該当者いますので、また4月下旬、税務課とタイアップして納税相談の通知を出して対策をとっていきたいと考えております。

議長（伊藤一男君） 我妻弘国君。

10番（我妻弘国君） 今、質問する言葉を間違っ御免なさい。「1カ月」を「1割」と私は言ったような気がしたので、済みませんでした。

来年度、短期保険証はわかったんですけども、資格証明書なんていうのも考えているんですか。

議長（伊藤一男君） 町民環境課長。

町民環境課長（大宮正博君） 資格証明書、法的には災害とか疾病等、ご存じのとおり特別な事情があれば別なんですけど、特別な事情がなければ1年以上滞納すれば資格証明書は発行できるというふうな規定になってございます。いわゆるやむを得ない場合、資格証明書の発行も検討しなくてないというふうには考えてございます。ただ、これについては機械的に1年以上たったからすぐ発行するというふうなことではなくて、納税相談等々今後実施していくわけですが、収入があるのに納めない、納税相談にも1回も来ない、分納にも応じない、そういった悪質な場合、そういった場合には今後資格証明書の発行もやむを得ないのではないかなと考えております。今後検討してまいります。

議長（伊藤一男君） 我妻弘国君。

10番（我妻弘国君） 次は町税以外の滞納についてお伺いします。

町税以外の滞納が8,329万円あります。焦げつきの状態になっているというふうには私は見ま

す。住宅使用料が2,851万円、水道使用料4,756万円、学校給食費491万円、保育料231万円と  
なっていますが、滞納整理対策などが10月にきちっとできた今、各課どのような対応をして、  
どのくらいの収納金額を予定しているのかお伺いします。

議長（伊藤一男君） 副町長。

副町長（小泉清一君） お答えを申し上げます。

今、議員がおっしゃるように、滞納対策本部を設置いたしまして、これは年に2回ほど設置  
させていただいております。最初は5月ごろをめぐりに本部を設置しているんですが、このこ  
とにつきましては年度当初でもありまして、それからこれまでの過年度の滞納額がございま  
した。それから、年度に当たってどのような徴収態勢でいくかということで、みんなで相談  
し合っておるところでございます。それで、10月になりますと、今度は各課で対策を立てた  
ものがどのように進捗しているかということの確認の意味で実は本部を設置させていただい  
ているということでございます。その報告を実は皆さんに求めているんですが、おのおの今  
おっしゃったように住宅からいろいろございますので、それは担当課長の方からお答えをさ  
せていただくということにさせていただきたいと思えます。

議長（伊藤一男君） 都市建設課長。

都市建設課長（佐藤輝夫君） 住宅使用料関係でございます。ご指摘のとおり、現在の滞納額  
過年度分でございますが、2,851万円ですか、これらについて毎月のように督促を出しながら  
も、夜間徴収も実施しております。現在の状況なんです、滞納額の約7.8%ぐらいが収入予  
定ということでございます。でき得れば1割にしたいとは思っているんですが、なかなか思  
うように徴収率が上がってこないというのが実情でございます。

議長（伊藤一男君） 上下水道課長。

上下水道課長（大久保政一君） 滞納繰越額が4,756万7,000円ということで、その内訳は、前  
年度、18年度の繰越額が2,820万6,000円、そして過年度ということで17年度までが1,936万円  
ということになっておりますが、前年度2,820万6,000円のうち現在2,228万7,000円というこ  
とで、大体79%、前年度ですね、18年度分は徴収といいますか、使用料を納めていただい  
ているという状況です。それから、過年度、12年度から17年度の1,936万円の収納が211万9,000  
円ということで、未収金が1,720万1,000円になっております。収納率に直しますと11%とい  
うことで、担当課とすればやはり前年度、18年度、期間が長くなればなるほどなかなか徴収  
が難しいということで、その次の年といいますか、そこがやはり集中的に督促あるいは給水  
停止、有効に使って今後重点的に収入対策に当たらなきゃいけないだろうと、このように

思っているところです。

議長（伊藤一男君） 教育総務課長。

教育総務課長（薊 千代君） 14年度から18年度までの過年度分の滞納の状況でございますが、180件、金額にしまして491万8,636円でしたが、その後二度ほど、7月と9月ですか、失礼いたしました、12月と3月ですね、収納強化月間として個別納入相談等いたしました。納入相談は7月です、申しわけございません。7月に行いました。2日ほど行っておりますが、その結果でございますが、26件、収納額が55万2,681円ということで、現在436万5,955円となっております。19年度現在でございますが、81名の162万8,687円の未納額、現在が98.75%の収納率でございますが、今後卒業、年度末に向けまして、学校等々の協力を得まして、収納率がもう1.5%ほど上がるのかなということでございます。以上です。

議長（伊藤一男君） 子ども家庭課長。

子ども家庭課長（小池洋一君） 当初の滞納額につきましては231万6,040円となっております。内容につきましては20件12世帯となっております。子ども家庭課では滞納者の個別家庭状況調査をいたしまして、電話や文書での納入のお願い、それから子ども家庭課への呼び出し、家庭訪問によります納付の呼びかけや分納納付等の支払い方法の変更などを行っております。さらには、長期滞納になると対応が難しくなりますことから、早期段階で保育所への児童の送迎時に所長、主任が声がけ、相談等を行っております。目標といたしましては、25%の収納率ということで58万円を目標に努力しております。以上です。

議長（伊藤一男君） 長寿社会対策監。

長寿社会対策監（水戸敏見君） 介護保険料、平成18年度から持ち越したのが600万円超えております。全未納、いわゆる2年間全未納が69人ほどおります。収納かかったのが、既にかかったのが9%近くありまして、550万円ほど入っております。介護の場合については2年で欠損をかけますが、介護サービスを始める段階になれば、これは完全にサービスを使うためにいろいろな指導をかけますので、少なくとも1年間の未納分については納めていただかないと結局町から出すお金から差っ引いて出しますよということになりますので整理がつきます。ただ、現実的に65歳以上で見れば8人に1人、後期高齢75歳以上で見れば5人に1人という割合の介護実行率ですので、残りの方については介護サービスを使わないとなかなか未納を納めろと言っても納めていただくということが難しい状況になっています。そういう意味では、サービスが始まった段階での整理はつくんですが、それ以外についてはなかなか難しいという現実があります。以上です。

議長（伊藤一男君） 我妻弘国君。

10番（我妻弘国君） 税務課長、その不動産の差し押さえとか、これは仙南広域の方のあれでやっているわけですが、うちら方で動産差し押さえをやってみたいかがなんでしょうか。オークションをやって、この間もテレビでやっていたんですけども、映画ポスター、それを何か、寅さんの映画ポスターだったですか、何十枚か一緒にあったと、町の方で予定した10倍以上に売れたと。そういうことがあるので、もうそろそろオークションを考えながら動産の差し押さえ、そういうことも検討してみたいかがでしょうか。

議長（伊藤一男君） 税務課長。

税務課長（小林 功君） 管内のいろいろ税務職員の研修会が仙南広域の滞納整理課の方で年間五、六回持たれます。その中でも研修会がありまして、不動産はなかなか住宅ローンとか、それらが組まれて、あと抵当権の設定なんかされてなかなか難しいと。それで動産の方に、動産のインターネット競売ということも出ております。それを単一の市町でやるんじゃなくて、大河原県税の方でまとめて各市町で押さえた動産をやっていただくというような方法もできないかということも検討しております。先日、川崎町の方でそのインターネット公売についての研修会がありました。これはある会社の方で専門的にやるインターネット公売なんですが、いろいろ手数料等もかかりますが、やる価値はあるのかなと。

ただ、そこまで行く過程の中で、町の職員がある程度その滞納者宅に行って、そのものを差し押さえてくると、そういうやはり法的な手続、これらにつきましては慎重にやらなきゃならない部分があります。一つ間違ふといろいろ法的に間違ふ部分もあります。今回、滞納整理システムが入りましたので、それにはそれらの強制で差し押さえてもいいですよという法的な根拠に基づいてやれるというようなことも入っていますので、ただし今度その自宅に行ってどういうものがあるかということも品定めをして、それをどのように換価していくかということにつきましては、税務署とか県税とか、あと仙南広域の滞納整理課の方から指導いただきながらやっていきたいと思っております。

議長（伊藤一男君） 我妻弘国君。

10番（我妻弘国君） ぜひ研究して進めたいかと、こういうふうに思います。

それから、収納対策のあれを見ましたら、町全体の納税額の11%を占めている納税組合があります。以前はかなりの補助があり、納税に寄与していたが、違法のことで、今は事務補助費だけになっているわけですね。収納対策の一つに、納税組合の支援に努めると同時に加入促進を図るとありますが、具体的にどのような支援を考えているのかお伺いします。



議長（伊藤一男君） 税収納対策監。

税収納対策監（加茂和弘君） お答えいたします。

組合の方の割合が今のところ11%程度ということで、全体的には125だったんですが、現在は111組合というふうになりまして、若干また減ってきております。現在もまたちょっとことしになってからも減る傾向が見えます。そういった意味で、私たち税務課としては、納税組合の継続性、貢献度も非常に高いものですから、できれば歯どめ策を進めていきたいと思っていたわけでございます。それで、ことし1月15日のお知らせ版にも新規の組合員または新設の納税組合の募集ということで掲載させていただいたわけなんですけど、今のところ余り反応がございませんで、入りたいという方、新たに組合を組織したいという方についての動向はないというのが現状でございます。その中で、奨励策をどのように展開していくのかということで非常に模索しているところなんですけど、できれば、私の方で今考えている一つの案としては、組合長さんに対する手当、そういったものを今後支給していけば多少歯どめ策になるのではないかと考えているところなんですけど、この財形再建の時期でございますので、そういったことも踏まえて今後早目にそういう措置を少しでも講じていきたいと考えております。以上です。

議長（伊藤一男君） 我妻弘国君。

10番（我妻弘国君） そうですね。いろいろなことを考えられていると思うんですけども、事務補助費というんですか、これが少額で、いろいろな活動をやっていくのに、例えばコミュニティをつくっていく、そういう考え方をすれば、例えば納税団体というのを育てていく、そういう考え方も必要ではないかと。もしできるのであれば事務補助費の増額、そういうものを検討してはどうかと思うんですけど、いかがでしょうか。

議長（伊藤一男君） 税収納対策監。

税収納対策監（加茂和弘君） 今の財政再建で減額の方でいろいろやらざるを得ない状況で来ておりますので、再度財政課とかお話を申し上げて、納税組合の力というものを理解していただいて、少しでも何らかの対応策を示せるように進めてまいりたいと思っております。

議長（伊藤一男君） 我妻弘国君。

10番（我妻弘国君） ぜひお願いします。

次に、最近、町長は、財政調整基金がふえたと、うちら方は貯金ことができましたよと、いろいろなところであらゆる団体でお話しているようなんですけども、ちょっとリップサービスが多過ぎるかなと思っております。昨年の今ごろは財政再建で私たちが目の色を変えているい

る検討していたときでございますが、1年たってそんなにリップサービスしていいのかどうかお伺いします。

議長（伊藤一男君） 町長。

町長（滝口 茂君） リップサービスかどうかわかりませんが、皆さんの財政再建プラン、これを実施したためにコストの削減に成功いたしましたし、また地方交付税、これは18年度の税収の落ち込みに対するさまざま19年度で9,800万円ふえたということがございます。また、18年度のこれは収入になるんだと思うんですが、企業の動向もふえまして、たまたま19年度は決算では7億6,000万円、財政調整基金並びに減債基金ですか、そちらに積むことができたという事実を町民の方にお知らせしているところでございます。

議長（伊藤一男君） 我妻弘国君。

10番（我妻弘国君） 今、世界では資源争奪とアメリカのサブプライム問題で景気が後退の気配が見えます。景気拡大が地方に浸透しないうちに不景気になる心配があると、こういうふうに思います。町の予算を実行できるのは職員の方々の給料カットがされているからだということをご忘れにならないように。

町長、浜松の市長、それから横浜の市長さん方は職員の先頭に立って滞納解消に当たっております。立派な滞納整理対策案ができましたね。多額の不納欠損額の判こを押す前に、また多額の滞納額解消のために、町長みずから面談したり、督促しに歩く必要があるのではないかと、こう私は思います、いかがでしょうか。

議長（伊藤一男君） 町長。

町長（滝口 茂君） やはりそれは部署部署で補助執行機関としての役割を税務課等々で担っていただいておりますので、私は総体的に滞納整理をどのようにしたら少しでも少なくできるのかどうか、そちらを考える方がやはり町長としての役割ではないかなと思っております。

柴田町では、残念ながらこれまで先ほどの動産の差し押さえという話も実はノウハウの蓄積もございませんし、人員も態勢がとれておりませんでした。こういうところに力を入れていくということで、滞納整理システムを導入することに予算をつけたりして態勢整備を図っております。今回のこの質問に対しても、やはり法的措置、そのノウハウをつけるということで、動産の差し押さえ、自動車の差し押さえ、これをある程度、滞納者等の信頼関係はありますものの、一定期間に区切って、期間が切れたらシステムとして自動的に差し押さえをできるようにしなさいと、そういう指示を今回出させていただいております。これは100万円以上の事業者の方ですね、これについては6カ月過ぎたら自動的に差し押さえができるように、

それまでの6カ月間はもちろん信頼関係を保つんですが、約束を破った場合にはそういうシステムにしていけないといけないのではないかと、という総体的なものをやはり町長は指示をするべきで、直接滞納整理というものは担当課がやるべきでないかなと思っております。私も実際3年間徴収で差し押さえ等の経験がございますので、昔を思い出せばできないことはありませんけれども、それは筋違いではないかなと思います。

議長（伊藤一男君） 我妻弘国君。

10番（我妻弘国君） 町長、昔は私は平だったからやったが、今度はトップだからやらないんだ、そんなふうに聞こえますよ。やはり私はやるべきだと、町長みずからやれば職員も一生懸命やりますよ。これはぜひやっていただきたい、私の要望であります。

次に、滞納や不納欠損では自治体が赤字転落したという話は聞いておりません。ただ、一つ間違うと大変なのが県の中核病院であると思っております。自治体経営の視点で考えると中核病院の経営や収支も非常に重要であるので、ぜひ話をさせていただきたいと思っております。

中核病院は、利用者もふえてきておりますが、現状の決算を見てみますと、1市3町の負担金では支えることができないのではないかと。先日、病院議会の白内委員からの報告で、70億4,300万円の欠損金があると報告されております。柴田町分が幾らぐらいになるのか心配な数字ではあります。自治体健全化法に基づき、連結決算の対象となるはずと考えるなら、議会でも議論の対象になるのではないかと、という質問に、どこかの首長が「議会の議論対象は負担金、補助金、出資金で、経営や収支については対象でない」と答弁されている方がおります。また、救急指定病院のため、夜中の診療が経営を圧迫していると全国の病院経営診断からも指摘されております。自治体の赤字転落が予想されるようになっても病院経営を優先させる必要があるのか、病院の負担金の限度額なども検討されるべきではないかと私は思うんですが、町長の考えを伺いたいと思っております。

議長（伊藤一男君） 町長。

町長（滝口 茂君） 中核病院の70億4,000万円の欠損ですが、これについては経常的な赤字と減価償却費が含まれております。この中核病院の最大の欠点は、減価償却費が多過ぎることが問題になりました。建てるときに余りにも豪華な建物を建て過ぎているというのが根本でございます。これを経常的な経営で解消するというのはなかなか並大抵のことではないのではないかなと思っております。

そうした中で、齋管理者の方では、やはり今後は刈田病院との経営統合か機能分担と、そういう方向で行かないと中核病院単独ではなかなか70億4,000万円の欠損を解除するのは難しい

と、もう1市3町の話ではないと、2市7町、4市9町全体でこの中核病院または救急病院のあり方そのものを考えていかなければならないのではないかなと思っております。当然、私の考えとしては、病院経営につきましては負担金等出しておりますから、当然議会も救急病院並びに中核病院の経営内容までどしどし質問して構わないというのが私の考えであります。ただ、事務的にどうかはちょっとそれは控えさせていただきたいと思いますが、私としては大いに議論して、なぜこんなにも負担金を出さなければならないのか、コスト削減はできないのかというのをここで受けとめまして、私が病院議会の中で答弁したり、会議の中で発言したりできるのではないかなと。

ただし、負担金の限度額を決めるというのは、なかなかこれは難しいのではないかなと思っております。やはり救急病院でございますので、医療がどんどんふえればそれに伴って利用した自治体の救急病院の患者割で負担金が来ますので、負担金の限度額というのは難しいですけれども、なるべく病気になるように柴田町としては健康づくりの方に力を入れる方がいいのではないかなと思っております。

議長（伊藤一男君） 我妻弘国君。

10番（我妻弘国君） 最後の1問とさせていただきたいと思いますが、今、町長は刈田病院と大河原の中核病院との機能別または統合して云々とか、いろいろ考え方はあると思いますが、できるだけ早く議会の方に情報を入れて、私たちが議論できるような環境をつくっていただきたい、そう思います。

それから、もう一つ、私はとてつもないことをこのごろ新聞で読んだんですけれども、自治体で病院を、この中核病院を私たち自治体が負担しているわけですけれども、あるどこかの病院だったんですね、大学病院に委託している、それですっかり楽になったというのをちょっと私、新聞で読んだことがあるんですけれども、相手先が例えばそういう大きいところであれば、これは私たちも非常に楽である。そんなことができるのかどうか、これはわかりませんが、現実にそういうことをやっているところがあるみたいです。大いに今から病院のあり方も自治体の健全経営というところから考えていきたいと思えます。

以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（伊藤一男君） これにて10番我妻弘国君の一般質問を終結いたします。

次に、18番加茂力男君の登壇を許します。直ちに質問席において質問してください。

〔18番 加茂力男君 登壇〕

18番（加茂力男君） 18番加茂力男であります。

このたびの議会におきまして、2問質問させていただきます。

1問目は、剣水地区画整理組合からの指定寄附はどうなったのかという案件であります。

平成10年5月25日、下名生剣水地区画整理組合代表齋藤秋次様より橋りょう整備資金として3,600万円が町に寄附されました。月日がたつのは早いもので、10年目を迎えた。一向にその動きが見えないまま流れております。この件につきましては、元議員でいらっしゃる小林元一郎氏も一般質問したのが記憶に残っております。また、地権者、住民より、その後どうなっているのかと聞かれましても返答ができませんでした。町長は、先ほど我妻議員からも言われましたが、20年度には7億円の貯金があるとさまざまな会場のあいさつをしておりますが、今回の施政方針の中では7億6,000万円と表示されております。

次の点についてお伺いします。

1) この橋りょう整備について、現在どのように考えているのか。また、今後の見通しについてはどうなっているのか。

2) 剣崎地区から南に走る農道中名生18号線約600メートルに接続する町道中名生8号線、6号線を拡幅し、東船岡小学校までの安全な通学路を確保してほしいと考えますが、どうでしょうか。

2問目です。船岡中学校の体育館及びフェンス改修について。

中学校の体育館は、昭和44年2月に建てられ、約40年余の月日がたっております。昭和56年の建築基準法改正に伴い、耐震診断に基づく安全確認と耐震補強が必要と思われませんが、どうなっているのでしょうか。また、電気設備等の老朽化が激しい状況であり、今後の対応はどのように考えているのかお伺いいたします。

近ごろは、テレビ、新聞等では校内への乱入者についての話はありませんが、一昨年あたりですか、しょっちゅうテレビなり新聞なりで報道されておりました。事故が起きてからでは遅いのです。現在の船岡中学校のフェンスを見ますと、どこからでも出入りができる。町当局の見解をお伺いいたします。

議長（伊藤一男君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

町長（滝口 茂君） 加茂力男議員の久しぶりの質問でございますので、前向きに答弁をさせていただきます。と思っております。

その前に、7億円という話がありましたけれども、そのあたりには職員のカット、また22年から25年までは厳しいと、大切に使うと言っていることもお忘れいただかないように

お願いしたいと思っております。

まず第1点目、橋りょう整備についてでございますが、柴田町下名生剣水地区画整理組合の清算人代表から平成10年に橋りょうの整備を目的とした3,600万円の寄附をいただきました。当時は実施に向けて設計を進め、橋りょうと道路を一体的に整備する計画でございましたが、阿武隈急行高架橋の交差点部分の見通しが悪く、交通の安全確保が困難であり、その解決策が見出せない状況で現在に至っております。

しかし、橋りょう整備については、昨年開催した町民懇談会でも地区からの強い要望やご指摘がありましたので、本定例会において寄附金の目的を明確にするために柴田町剣崎地区橋梁りょう備基金条例の制定を提案するとともに、20年度当初予算において3,600万円の基金積み立てを上程させていただいております。今後は、地域の皆さんの了承を得ながら、将来整備予定である都市計画街路新栄通線のルートも考慮した橋りょう整備を検討してまいります。

2点目の通学路の確保についてでございます。

議員提案の橋りょう整備地先の道路整備計画でございますが、この指摘の農道と町道の現状は、幅員が1.8メートルから4メートルで、東船岡小学校までの延長は約1.3キロあり、農耕車両の通行が主なようでございます。安全な通学路の確保を考えますと、剣水地区から東船岡小学校までの通学路の確保は必要であることは認識しております。議員提案路線の通学路としての整備は、農道については一部水路敷の改修、町道部分については現道の幅員が2.1メートルでありますことから地権者の用地協力も必要となります。今後、地域の皆さんのご意見を得て、現地の状況を調査し、通学路として整備できるよう検討してまいります。

2点目でございます。船岡中学校の体育館、フェンスでございます。

大坂議員からちょっとそういうのがありましたけれども、平成10年度に耐震診断を実施した結果は、IS値0.64と補強が必要な建物となっております。耐震補強が必要となっておりますが、加茂議員ご指摘のとおり、築40年を経過していることと、床面積が969平方メートルと手狭であり、現在の基準床面積1,511平方メートルより下回っていますので、槻木中学校、船岡中学校校舎と同様に新築する考えでございます。

2点目、電気設備の関係でございますが、昨年11月に体育館天井の蛍光灯72本全部を省エネで明るいタイプの蛍光灯に取りかえました。以前は約2割ぐらいの蛍光灯が消灯している状況でございましたが、現在は消灯している蛍光灯もなく、最新の蛍光灯のため、より明るくなっております。

中学校のフェンスでございます。周辺フェンスにつきましては、現在の状況はかなり破損が

目立ち、外見上からも早急な修繕が必要と認識しておりました。当初予算で西側と南側約220メートルの既存フェンスを解体撤去し、新しいフェンスの整備を早急に進める考えでございます。しかし、東側については、樹木が植栽され、フェンスのかわりとなっているため、どこからでも出入りできる状況でございます。既存のフェンスを修繕後に東側のフェンスを整備し、外部無断侵入者に対する対策をして子供たちの安全確保に努めたいと考えております。議長（伊藤一男君） ただいまから休憩いたします。

午後1時から再開いたします。

午前11時47分 休憩

---

午後1時00分 再開

議長（伊藤一男君） 再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

18番加茂力男君の質問を続けます。

18番（加茂力男君） 1問目の件でございますが、先ほど町長は新栄通線の橋のために積み立てを行うというような答弁をいただきました。そこでお伺いしますが、あの新栄通、船岡から来ているのと剣崎のつなぎの工事はどのように考えていますか、お伺いします。

議長（伊藤一男君） 都市建設課長。

都市建設課長（佐藤輝夫君） 今回のルート、議員もご承知のとおり、おかげさまで昨年ですか、一部開通することができました。その延伸につきましては、町長も方針の中で、できれば早目に東船岡駅前の通りまで延伸すべきだろうという判断をしております。その先、下名生方面に行きますと未整備の部分が大部分ございますので、残りが剣崎地区の一部ということになります。当面は、まずは東船岡駅までの街路の延伸を検討してまいりたいと考えております。その後に終点側の剣崎地区の前側の田んぼ部分の街路計画を持っていきたいと考えております。

議長（伊藤一男君） 加茂力男君。

18番（加茂力男君） そうすると、東船岡駅までが最優先でありまして、その後に中名生から剣崎の方の新栄通に着手するという結果でよろしいんですね。見通しといたしますと何年後、これがわかるんだったら教えてください。

議長（伊藤一男君） 都市建設課長。

都市建設課長（佐藤輝夫君） 今現在の考え方なんです、議員おわかりのとおり、今現在開

通している部分から東船岡駅に向かっては農振農用地になってございます。都市計画街路事業というのはなかなか、そういうふうな用途になってございますので、事業そのものがなじまないということになります。前の考えは、区画整理事業を起こして、そこに道路幅を確保するということであったんですが、昨今の住宅、宅地関係の販売がなかなか思うようにいかないということで、前回も南土地区画整理組合ですか、保留地の処分、大分町としても苦労してきた経緯がございまして、状況を見ながらということになるかと思っております。区画整理ができない場合の取り扱いについては、一般の町道整備事業で実施せざるを得ないのかなということで考えております。

議長（伊藤一男君） 加茂力男君。

18番（加茂力男君） 新栄通線の件につきましては了解いたしました。

次に、剣崎地区の通学路の件でございますが、用買をしないでやれば4メートルちょっとの道路が出るというような、中名生18号線と農道18号ですね、あと中名生8号線、6号線を拡幅すれば東船岡小学校の踏み切りの方に行くというふうなことでございます。いろいろお話を聞いておりますが、その辺はどのように考えているんだか、もう一度お伺いします。

議長（伊藤一男君） 都市建設課長。

都市建設課長（佐藤輝夫君） 議員から質問にもありましており、中名生18号線につきましては現道幅が1.8メートルちょっとで、あと水路敷でございますので、それを利用すれば、可変側溝なりを整備すれば4メートル幅確保できるのかなと思っておりますが、町道8号線並びに6号線につきましては現道幅が2.1メートル程度でございます。通学路という位置づけになりますと、どうしてもその幅だけでは、お子さんだけ通るということであれば現道幅でもよろしいかと思うんですが、何せこの地域につきましては、議員おわかりのとおり、民家がかなり少ないということで、整備後の今度防犯上の問題等々も考慮しなくてはならないということがありますので、整備につきましては、町長が答弁申し上げたとおり、保護者の方々、学校関係の皆さんとお話し合いをした上で、ルートが適当かどうか、その辺もあわせて検討していかなければならないだろうと考えております。そのほかに、ルートの的には今の熊野排水の部分に寄附金をいただいたお金でボックスをセットしまして、供用堤になるかと思うんですが、土手部分を舗装整備しながらマックスバリュー側の道路に出て、マックスバリュー側で整備された歩道がございまして、横断歩道がございまして、そちらに迂回する方法も一つ検討すべきではないかなということで考えております。いずれにしても、保護者の皆さんと学校の皆さんのご意見を聞きながらということで考えておりますので、ご理解のほどお願い



いしたいと思います。

議長（伊藤一男君） 加茂力男君。

18番（加茂力男君） わかりました。農道を整備しますと4メートルちょっとになるんですが、確かに真っすぐな道路でありまして、田んぼのときは農機具が入り危険なこともあると思います。しかし、今のお話を聞きますと熊野用水を利用してやるのも一つの手だという話がありますので、これも早急に対応していただきたいというふうにお願いします。

続きまして、船岡中学校体育館並びにフェンスの件ですが、先ほど、前日ですか、大坂議員も一般質問しております。その中で、学校の改築は船岡中学校の校舎と体育館、そして槻木小学校の校舎と体育館、これは新築建てかえと……、失礼しました、槻木中学校です、これも建てかえというような答弁をいただきました。そして、当初予算書資料の中に5,000万円の積立金がきちんと積み立てております。この5,000万円は毎年積んでいただけるんですか、それをお伺いします。

議長（伊藤一男君） 町長。

町長（滝口 茂君） 学校建設に向け、ことしからやっと5,000万円の目的基金が積み増したので、できるなら来年も順次5,000万円ずつ計画的に積み増しして、船岡中学校の体育館を優先的に新築していきたい、改築と言うんだそうですけれども、全面建てかえをしていきたいと考えております。

議長（伊藤一男君） 加茂力男君。

18番（加茂力男君） ありがとうございます。毎年積んでいただきまして、早急に着工していただきたいんですが、例えば、今、宮城県沖地震が来ようとしております。その中で、今の船岡中学校の体育館は避難所にはなっておりませんし、白石の福岡中学校の体育館は地震の際に水道が破裂した場合、雨水対策を対応してトイレの水を流していくという話も聞きました。その辺を今回の改築の節にはいろいろ調べていただきまして、利用していただきたいと考えております。

次に、フェンスの件でございますが、船岡中学校のフェンス、いろいろ皆さんもご存じのように、先ほども温かいご答弁をいただきましたが、いつごろから着工していただけるんだか、それをまたお伺いしたいと思います。

議長（伊藤一男君） 教育総務課長。

教育総務課長（薊 千代君） 中学校のフェンスにつきましては、かなり傷んでいるというか、見た目にも相当教育上よくないのではないかとということで、早急だという指示がありました

ので、20年度の予算の方から順次修繕の方をしていきたいと思ひます。

議長（伊藤一男君） 加茂力男君。

18番（加茂力男君） 私もしばらくぶりでこの演壇に立ちまして、すばらしい回答をいただきましてありがとうございました。これで私の一般質問を終わります。

議長（伊藤一男君） これにて18番加茂力男君の一般質問を終結いたします。

次に、12番小丸 淳君の登壇を許します。直ちに質問席において質問してください。

〔12番 小丸 淳君 登壇〕

12番（小丸 淳君） 12番小丸 淳であります。1問だけご質問させていただきます。

どうなったか、ウォーキングコースの安全確保策は。

ウォーキングは、現代社会における生活習慣病の予防、改善に食事とともに極めて有効であると言われております。町も数年前からウォーキングコースの整備に努力され、現在、船岡、槻木、船迫地区にそれぞれコースを設定し、町民の健康づくりに大いに寄与していただいていることに敬意を表したいと思ひます。これからも安全で快適なコースを目指し、良好な維持管理に努めてもらいたいと願っております。

私は、これらウォーキングコースの安全確保について過去数回にわたり一般質問をし、前向きな対策を考えていただける旨の答弁と理解してまいりましたが、かなり経過しましたので、町民の要望もあり、その後どうなっているかを含めお伺いいたします。

- 1) ウォーキングコース設定後の町民の反応と利用状況はどうか。
- 2) 現在、町に生活習慣病にかかっている方はどのくらいいるのか。また、今後の推移はどうなっているか。
- 3) 船岡コースの白石川右岸道路、土手内側ですが、交通規制に関する交渉はその後どうなっているのか。
- 4) 船迫コースの西船迫保育所側から上野山へ上る林道の交通規制に関する交渉はその後どうなったのか。
- 5) この林道沿いに環境保全や環境衛生上よろしくない家電製品、タイヤ、その他のごみ廃棄物が投棄されているが、山林所有者から町に苦情が出ていないか。苦情が出ているとすれば、いかに対応しているのか。また、これら廃棄物の回収は年に何回くらいやり、その経費はどのくらいかかっているのか。以上です。

議長（伊藤一男君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

町長（滝口 茂君） 小丸 淳議員のウォーキングコースの関係でございます。5点ほどございます。随時回答してまいります。

初めに、町民の反応についてですが、アンケートなどの意識調査はいたしておりませんが、柴田さくらウォーキングや体力づくり教室などウォーキングモデルコース3コースを利用して開催しておりますスポーツ振興室主催事業の参加者の方々からは事業内容とあわせてご好評をいただいておりますことから、反応は良好ととらえているところでございます。

次に、利用状況につきましては、ウォーキングモデルコースの利用方法がテニスコートや体育館のような体育施設と異なり、申請による使用許可制としていないため、利用者または件数を把握しておりませんが、ウォーキングコースを利用される方々は設定コースの特徴と利用者の都合のよい時間帯で楽しくご利用いただいているものと考えております。

2点目、全町民に対する生活習慣病にかかっている統計資料はございませんが、疾病の死亡原因で把握すると平成17年度では三大生活習慣病（がん、心疾患、脳血管疾患）が全死因の63%を占めております。また、町が実施している平成19年度の40歳以上の基本健康診査結果では、総受診者5,554人のうち、特に心疾患、脳血管疾患等の発症の危険因子である高血圧症で指導もしくは医療と判定された人は1,148人、中性脂肪については1,206人、糖尿病655人、肥満者は1,581人となっており、受診者の約3割以上の町民は生活習慣病の予備軍または有病者と推測されます。今後の推移としては増加傾向にあると言えます。理由として、疾病の死亡原因においては年々三大生活習慣病による死亡者が増加しております。また、国民健康保険加入者の疾病ごとの費用分析を行うと平成17年5月の循環器系疾患1人当たりの医療費用額が5,587円、平成18年5月は6,603円と、18年5月の医療費用額が増加しています。また、がんについても3,341円に対して3,351円と、これも18年5月の1人当たりの医療費用額が増加しております。

次に、交通規制ですが、交通規制につきましては行政区の皆さんから、町道土手内41号線白石川右岸道交通規制の早期実現を訴えた要望書の提出を受け、町として平成19年3月23日に大河原警察署経由で宮城県公安委員会に進達いたしました。

一方、大河原警察署交通課との調整では、交通規制に伴う現地調査として、交通課とまちづくり推進課合同で周辺道路状況と通行車両調査を平成19年3月20日に実施し、同年5月7日に大河原警察署長から文書で回答がございました。

内容は、一つ、調査時の通行車両台数は137台、これは午前7時20分から8時までの調査でございます。二つ目、周辺道路状況調査では、全面車両通行禁止の交通規制を実施した場合、

全車両が住宅地域に流入することが予想され、通学児童、幅員の狭い住宅地域での交通事故が懸念されることから、平日における全面車両通行禁止の交通規制は困難であること、しかし散歩者の道路利用実態と安全確保を勘案し、土・日・祝日における時間規制（午前7時から9時）による車両通行禁止を実施する方向で検討するとの内容でございました。

その後、大河原警察署と県公安委員会との規制に向けた調査や調整作業等の結果、土・日・祝日の時間規制を実施する予定である旨の連絡を本年2月26日に受けておりますので、平成20年度早々に交通規制措置を実施いただけるように重ねて要望してまいりますので、ご理解をお願いいたします。

4点目、船迫コースの船迫保育所から上野山へ上る林道の交通規制に関する交渉につきましては、一部の森林所有者と協議をいたしました。林道につきましては、森林へのアプローチを容易にし、適正な森林整備を行うとともに、効率的な林業経営を支えるためになくはない施設であります。また、林道は、地域住民の方々の生活道路として大きな役割を果たしているほか、森林のレクリエーション利用等、都市住民と森林を結ぶ道路としても期待されているところでございます。このようなことから、森林所有者の方からは、交通規制が行われた場合、森林の施業に支障を来すおそれがあるとのことでございました。したがって、交通規制を計画する場合は十分森林所有者と事前に協議していただきたいということでありましたので、今後とも森林所有者と協議を重ねながら、どのような方法がよいか、また交通関係機関とも相談しながら対処したいと考えているところでございます。

5点目、今まで土地所有者からの苦情は来ておりません。ご指摘のウォーキングコースとなっている林道につきましては、土地所有者からの連絡を受け年数回、タイヤ、ソファー、粗大ごみ等を土地所有者と協力して回収し、環境美化に努めております。投棄物の回収は、町全体としては毎月第二・第四火曜日を投棄物の回収日と定め、職員で対応しておりますが、通報を受ければ随時回収しております。また、不法投棄物に対する通報は、行政区長や住民の方から寄せられ、不法投棄物の多い場所には啓蒙看板を設置しておりますが、後を絶たないのが現状であります。そのままにしておくごみ捨て場であるかのように思われ、新たな不法投棄を招く場合があることから、通報を受けた場合は状況の確認を行い、投棄物の中から個人が特定できるものが確認された場合は警察に通報することとしております。不法投棄物の回収に当たっては、所有者の協力を得ながら町職員で対応できており、回収に要する経費の発生までには至っておりません。これからも町民や関係機関との連携と協力を得ながら、環境保全、環境美化に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

議長（伊藤一男君） 小丸 淳君。

12番（小丸 淳君） 今回この質問をさせていただいたのは、平成17年2回、19年1回で、3回同じような質問をさせていただいたわけですが、その当時と全く進んでないという印象を今受けました。私は、やはり今ウオーキングをやるというか、今回4月から特定健診だとか特定保健指導ということで健診がなされるわけではありますが、このパンフレットなんかを見ても、生活習慣病、特にメタボですか、メタボなんかの解消にはこのウオーキングがいわゆる有酸素運動というのは大変有効なんだと言っておられるわけですね。これから後期高齢者にしてもしかり、それからこういうメタボの人たちに対しても何とか健康づくりのためにウオーキングをやらしてもらわなきゃいけない。そのために私は非常にいいコースを設定してくれたなと本当に喜んでいるんですけども、本当に安全に歩けるコースというのは槻木の土手だけですよね。あとは船岡にしても、あそこの上野山にしても本当に心配しながらといいですか、安心して歩けるコースでは私はないと思うんです。私もちょいちょい歩いておりますが、特に土手内なんかはこちらから東に向かっていくわけですが、車が後ろから来るという形で本当に怖い。それから、上野山あたりも、ことしは幸いにして雪が降っていないもんですからそれほど危険はなかったんですけども、冬場、雪が降っている、落ち葉が落ちてるとぬれて滑る、そんなところでウオーキングをやるということは、非常に私は危険きわまるところで自分の健康づくりをやらなきゃいけないんじゃないかなと。私は、町がウオーキングコースを設定してぜひ健康づくりをやっていくという姿勢を示したからには、やはり安全を確保してやるというのが絶対要件じゃないかなと私は思うんです。それについて、道路は確かに警察なり公安委員会のあれかもしれませんが、私は説得をするというか、町がこういう政策をもってやっているんですということで、むしろそういう交通機関等に対する説得を私はぜひやらなきゃいけないんじゃないかと思うんですが、その辺どうお考えかお伺いいたします。

議長（伊藤一男君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（笠松洋二君） ただいまのご質問でございます。確かに町で健康増進ということでウオーキングコースを3コースほど設定させていただきまして、ご利用いただいているところでございます。ただいま特にということでご質問ございました土手内側につきましては、先ほど町長がご答弁申し上げた中でもご説明申し上げましたけれども、あそこを閉鎖するというか、通行どめにいたしますと船岡小学校に行く土手内側の通学路の方の部分にも車が流れるという形態もあるということで、全面の通行どめというのは両方から考えますと、

どちらの安全も考えなければならないという観点から、先ほど答弁にございましたような土・日・祝日の時間規制を大河原警察署の方を通じてご回答いただいて、20年度からしていただくということでございますので、コースを設定した中で安全の確保はしてまいらなくてはならないんですけれども、その辺の調整をさせていただいているところだということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（伊藤一男君） 小丸 淳君。

12番（小丸 淳君） 今、通学路ということでありまふけれども、私はむしろ土手内の中の道路ありますね、住宅の道路、あそこに歩道ありますね、ブロックでちゃんと仕切られている歩道が。むしろあの歩道を歩かれた方が私は安全じゃないかと思ふんですね。私が言っているのは、道路が全くないところでは、これは無理言えまふせん。バイパスがちゃんとある、たしかあそこもあるし、またさらに旧4号もあるわけです。バイパスが2本も3本もあって、何であの土手の上の2メートルやそこらの道路を自動車走らなまふいけなまふか、そういうふうと思ふんです。私は、なまふればこれをとめるということは、これは酷な話というか、これは難しいと思ふんですが、それよりも安全な車両道路が何本もありながら、何であそこの細い道路を車が走らなまふいけなまふか、道路があるから車が自転車がわりに走るんだらうと思ふんですよ。その辺の感覚の違いが私もかなり違ふと思ふので、もう一度ご答弁いただきたい。

議長（伊藤一男君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（笠松洋二君） 今のご質問の中で、まふ一つは土手の上の今のコースとなっているところが町道であるということがまふあるかと思ふんです。その辺の町道であるために交通規制をして安全を確保しなければならないんですけれども、コースとした中では安全を確保してまいらなければなりませんので、コースを今から別なコースに、ウォーキングのコースを別なコースに変えるということはちょっと考えておりまふせんけれども、安全確保について積極的に取り組んでまいりたいと思ひているところでございます。

議長（伊藤一男君） 小丸 淳君。

12番（小丸 淳君） 今のご答弁だと、どうしてもあそこの道路を確保しておきたいというように聞こえるんですが、私はウォーキングをこれから、これは健康福祉課長でしょうか、健康づくりは、私は健康づくりは健康福祉課長の所掌だと思ふんですが、ぜひウォーキングをやってくれと、やらせようと、どんどん歩いてくださいよというからには、その安全な場所を提供する私は責任があると思ふんです。万が一、今、歩道があつたまふてよく車が通学路に

乗り上げて、そして子供が何人かその車の犠牲になるという例がもう本当にしょっちゅう新聞に出ているわけですが、ましてや、ああいう土手の狭いところを車が通るといのは本当に危険と背中合わせで歩いていると、ウォーキングしているということだと思っんです。私は、万が一事故でもあって犠牲者が出たという場合には、私は多分これは、今非常にこういう権利社会のきつい時代ですから、不作為の責任を問われるんじゃないかと私は思っているんです、町の。ウォーキングとして進めておる道路に、そういう道路にどんどん車を通しているということは町としての不作為責任を必ず私は問われる時期が必ず来ると思っています。したがって、ウォーキングとしてあそこを指定して歩かせるのであれば、車を排除してやるということが、これはやらざるを得ない、私は思っんですが、その辺どうでしょうか、その見解は。

議長（伊藤一男君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（笠松洋二君） 議員おっしゃるとおり、町の設定しているコースでございますので、生涯学習課担当といたしましてはこういう安全の確保に町として対応していくように要望してまいりたいと思っいます。

議長（伊藤一男君） 小丸 淳君。

12番（小丸 淳君） 生涯学習課が要望したいというのは、どこへ要望するということですか。

議長（伊藤一男君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（笠松洋二君） 関係機関なんですけれども、町の中でも今議員おっしゃるとおりに調整をするのもう一度話を出して検討していきたいということと、あわせまして大河原警察署を經由しまして県の公安委員会の方にも私たちの方からも要望をさせていただいているところなんです、なお一層努めたいと思っいます。

議長（伊藤一男君） 小丸 淳君。

12番（小丸 淳君） これは多分役場の中でも健康福祉課長はぜひ健康づくりをしたいんだと言っても、こっちの生涯学習課は車を通せないというようなことであれなんです、そこら辺やはり町として本当に健康づくりに真剣に取り組みたいんだというのであれば、やはりそれは本当に時間をかけずに解決できる問題だと私は思っんです。それだけの熱意があれば公安委員会とか警察は飲むと思っいますよ、バイパスもないわけじゃありませんので。たしか2年か3年前にご答弁いただいたときには、あそこのさくら船岡大橋ですか、あれができるとかなり交通の流れが変わってくる、確かに変わっていますね、かなりあそこの土手を通るのも少なくなりました、私もたまに歩きますけれども、私は流れも変わったし、十分こちらの

熱意を示せば大河原の警察署も公安委員会でも私は折れると思いますよ。町がそれだけ健康づくりに熱心にやるという気持ちならば「わかりました」ということになると思います。

一つ例を挙げますと、私はこういう例がありました。実は、私の地区に郵便ポストを設置してくれというのを今から10何年前に郵便局長にお願いをしました。そのときに郵便局長いわく、郵便ポストというのはそこで切手とはがきを売ってくれなければ郵便ポストは設置できないんですというように、郵政局あたりの指導があったのかどうかわかりませんが、そういう答弁がありました。私はそのときに局長さんに、「局長さん、今、はがきと切手を売ってくれなければポストをつけられないなんて、そんなこと言わないでくださいよ」というふうに言ったんですよ。この地区でだれがそういうはがきと切手を売ってくれるような家がありますか。そうしたら向こうも、局長さんもふうんという顔をしながら、その数日後、郵便ポストを立てても構いませんと、こうなったんですよ。私も2回通いましたか、2回、郵便局長に通って、何とかしてください、非常に不便ですと、郵便局に手紙とかはがきを出すのが遠くて、やはりこの身近で投函したいんだと、ぜひ何とか上級機関と折衝してポストを設置するようにしてくださいよと。可能になったんですよ。今でもそのポストは立っています。非常に住民が今喜んで使っています。私は役所というのはみんなこういうもんだらうと私は思うんですよ。

したがって、今、公安委員会、警察の話が出ましたけれども、やはり町の健康づくりの熱意を警察なり公安委員会に示せば、私は必ずやそんなできないあれじゃないと思うんです。道路がほかにないわけじゃないんですから、ないのであればこれはちょっと無理ですよと、通る場所がないんですからと、こうなるんですが、あるんですから、バイパスがあるんですから、この熱意を示してきちっと説明、説得をすれば、私は必ずや実現できると思っているんです。ぜひ、もう17年から言っていることですから、何とかそれを実現できるようにやってみてください。これはやはり町長でしょうね、町長みずから行って、署長なり公安委員長、公安委員長と言うんでしょうか、大河原は委員長じゃなくて、県は委員長かもしれませんが、そういう担当の部署へ行ってひとつぜひ実現するようにお願いします。万が一犠牲者でも出たら、いろいろ責任問題を問われるんじゃないかと。ウオーキング道路と指定して、ここでどんどん健康づくりをやってくださいよと言っておりながら車もぼんぼん通すということになると、これは必ずや不作為の損害賠償責任というのが私は発生してくるやに思いますので、ぜひ町長から説得していただきたいというふうに要望しておきます。質問しても回答はすぐ出ないと思いますので、ぜひ、もう3年もかかっていますので、ひとつお願いしたいと思



ます。

次に、例の保育所から上野山に上るところなんですが、これも今回のご答弁では3年前と全く同じ答弁なんですが、私が言いたいのは、完全にあそこをシャットアウトするということができないんですよ。林道整備しなきゃなりませんから、それからあそこにお宮さんがありますよね。あのお宮さんの管理もあるんですよ、あれは船迫の人がやっているんですが。したがって、完全にシャットアウトをするのではなくて、そういう人たちは通れるようにしてあげればいいんですよ。じゃどうするか。これは今いろいろ、そのときだけかぎをあけて抜けるポールとか、いろいろありますよね。だから車で通る人たちに、失礼しました、車で通る人でなくて、そういう管理をしなきゃいけない人たち、林道管理の人とかお宮さんの管理をする人、その人たちにかぎなり何なりを持たせて、同じ共通のかぎを持たせて、入るときはこのかぎであけてポールを抜いて、そして入って、また出るときにはポールをして出てくださいと、それだけの話なんですよ。何も難しいことはないんです。そうすることによって町道管理もできるし、お宮さんだって管理もできるわけなんですよ。何でそれができないのかなと思うんです。3年前もこれと同じ話を私はさせていただいた。そうやることによってウォーキングしても非常に安心してあそこを上れますし、ことしなんかは聞くところによりますと、太陽の村のあそこの食堂ですか、お客さんが多いんだそうですね。なぜ多いか。この間いろいろ聞きましたら、ことしは雪が降らないので随分上ってきますと言うんですね。上ってくる。売上がおかげさんで冬場なんだけれども伸びていますと。やはりあそこを歩いて登ってきて、お昼を食べて帰る、こういうことなんですよ。やはり安全を確保してやれば、さらにまた私は上ってくる人はどんどんふえてくるんじゃないかと思うんです。したがって、もう一度その辺は林道管理者なりお宮の管理者なんかと寄って、そしてその辺の林道の管理の仕方というか、そういうふうにして利用者にはご不便はかけないんですよと、ただし普通の一般車両だけは入れないようにしておきましょうよということで、かなり私は安全確保できるし、さらにごみ、今ああいう廃棄物の回収に一銭もかかってないと言われましたけれども、かかってないわけじゃないと思いますよ。役場の職員直営でやっているんだけれども、役場の職員の方の労力なり何なり、それはかなりかかっているわけですから、あそこをとめることによって一般の車は入れませんから、そうするとああいう電気製品だとかタイヤとか、あんなのは捨てられないんですよ。捨てられてばっかり後から職員が行ってそれを回収しているくらい本当に労力のむだ使いといいますか、ないと思うんですね。その辺をもう一度検討してもらいたいと思うけれども、ひとつその辺の姿勢をお伺いしたいと思います。

議長（伊藤一男君） 地域産業振興課長。

地域産業振課長（佐藤松雄君） お答え申し上げます。

林道上野線につきましては、昭和44年から昭和55年までかけまして4メートルの幅員で1,645メートル整備してございます。この林道は、森林所有者から土地を提供いただきまして、寄附採納のもとに整備したわけでございます。そのために、その森林所有者と、あとはお宮さんなり、あと、ここを私の方では定期的に巡回してございますので、その施設の点検等々それを特に森林所有者の方とご相談申し上げたわけでございます。ところが、やはり開設当時からあの辺の森林施業のための専用道路なんだという明確な前提がございまして、なかなか今までご同意を得られなかったということなんです。

それで、もう一つ、議員おっしゃるように通常の車どめとかチェーンで、そのときの施錠でしてくださる方がいらっしゃればすぐにでもするんです。というのは、羽山神社に行くところがございますね。役場で車どめを設置しています。チェーンもかけています。ところが、第三者がその車どめを無断で撤去しまして勝手に上がりまして、今度帰っていくときは車どめをしていかない、こういう現実がございまして、ですから、どこからどこまで規制して、逆にその不心得の一部の町民がいるために、なかなか行政側としてもその対策に苦慮しているという状況もあるということもひとつご理解いただきたいと思います。

議長（伊藤一男君） 小丸 淳君。

12番（小丸 淳君） ちょっと私も今のご答弁がよくわからないんですが、その林道管理者あるいはお宮さんの管理者、何人いる、その対象とする方というのは何人いるんですか。

議長（伊藤一男君） 地域産業振興課長。

地域産業振課長（佐藤松雄君） あそここのところは、大口は3名ぐらいでございます。その方が大部分の土地所有者でございます。前は四、五人いたんですが、今年度になってから山を転売しまして、地主の方が1人いなくなったという状況でございます。

議長（伊藤一男君） 小丸 淳君。

12番（小丸 淳君） であるならばその3人の方に、こういうわけで町は今度ここを健康づくりのために町民に一生懸命ここで歩いてもらうんだと、ウォーキングしてもらうんだと、そのために、申しわけないけれども、ちょっと手間かかるかもしれないけれども、こういうポールを、かぎかけのポールをさすんで、入るときにはちょっと手間だけれども、そのポールを外して入ってもらうと、それはできないんですか。

議長（伊藤一男君） 地域産業振興課長。

地域産業振課長（佐藤松雄君） その件につきましては、再度、やはり時代はもう経過していますから、もう一度森林所有者と話し合ってみたいと思います。

議長（伊藤一男君） 小丸 淳君。

12番（小丸 淳君） それぐらいであれば、私はやはりこれも先ほどと同じように町の政策に対する熱意だと思うんですね。町の熱意をその3人の方によくご理解いただいて、ぜひここを町民のウォーキングコースに健康づくりのために安心して歩かせたいから、ぜひそういうことでお願いしたいと言え、私は3人ぐらいの方、わかったと、じゃ入るときはかぎをあげて入れればいいんだな、あと出るときにはかぎをまた閉めて、私は難しいことは要らない。というのは、ポールを真ん中に2本ぐらい、今うちの集会所なんかもなっていますけれども、ポールを路上にかけるのがあるんですよね。あれでもってポールを抜いて、あと最後にまたポールをさしてくれば、ポールがあればポールを壊してまで一般の車両が入る、自分の車も壊れますから、そんなことをやって入ってくる一般の方はいないと思うんですよ。したがって、その方たちだけにそういうかぎを渡して、面倒臭いけれどもそれをやって入ってくださいと、こういうことは私はできないことはないと思いますので、ぜひそれを交渉して、そして町もポールを立て、かぎをかけるぐらいのことは大したお金じゃないと思います。本当数万円だと思いますから、それでやっていただければありがたいなと思います。

それからもう一つ、その交渉に余り長くかかるようであれば、やはり何か表示でもして、そして通行車にこういうことで逐次ウォーキングの安全のためにここはなるべく通らないようにしてくださいというような、通らないようにしてくださいというよりも、安全を守ってあげてください、こういう言い方でしょうかね、そういうような表示。よく私はスーパーあたりのトイレに入ると、トイレのところに「皆様のおかげでトイレがきれいになっています」と、こう言われますと汚せないですよ。やはりそういうような表現でもって私は表示してやることによって一般の車両も、そうだなと、ウォーキングの人を守ってやらなきゃいけないなという気持ちで、なるべくあそこを通らないようになってくるんじゃないかと私は思うんです。そういう措置も、できれば交渉になるまでは措置してあげるとありがたいなと思いますが、その辺の措置できるかどうか答弁してください。

議長（伊藤一男君） 地域産業振興課長。

地域産業振課長（佐藤松雄君） 既に農道等では「農作業機械通行にご協力ください」という看板も立てています。ですから、そのウォーキングコースの皆さんの安全確保のためにご協力くださいという看板を立てることは可能だと思います。これについては課内で検討しま

して、早急に対応したいと思います。

議長（伊藤一男君） 小丸 淳君。

12番（小丸 淳君） じゃぜひそれね。私は、道路のあれが大事なのか、それとも町の健康づくりが大事なのかとなれば、やはり町としてはこれからどんどんふえていく健康づくりの方が私は大事だと思うということで、ぜひ白石川の土手もそうだし、上野山にしても町民が本当に安心して歩けるようになったよというふうに、ひとつなるべく早い機会にぜひお願いしたいと思います。

それから、次に、これから生活習慣病については、先ほど人数がよく把握されていないようですが、ぜひこれは、今度は健康福祉課長になるんでしょうか、ぜひ、こういうパンフレットがありますので、ウォーキングが非常に効果があるということですので、これから生活習慣病で、大体患者じゃないんですよね、患者まで行かないんですよね、生活習慣病保有者となるんでしょうか、これはしっかりとひとつ人数を確認していただくような方向に持っていったらいいと思うんですね。そして、これから保健指導ですか、特定保健指導というのがありますので、その保健指導あたりのときにこういうものでぜひということで、その辺までずっと追跡をしていくということも非常に大事じゃないかと思うんですが、その辺のお考えがあるかどうかお伺いします。

議長（伊藤一男君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（平間洋平君） 答弁申し上げます。

先ほど町長が答弁申し上げましたのは、町が保険者として責任があります健康保険関係等々からの数字を申し上げました。おおむねこれは全国的にも成人病と思われる方は3割ぐらいはあるだろうということにつきましては全国的な数字で、柴田町も全国的な数字と変わらないと思います。

この生活習慣病のことについてでございますが、あくまでも生活習慣病につきましては糖尿病とか高血圧あるいは高脂血症というようなことで、そういう状態にある、糖尿病の危険水域といいますが、通常値を超えている状態の方を生活習慣病と表現してしまして、まだこの段階でしたら健康な状態に、悪い生活習慣をよい習慣に変えることによって健康状態に戻れる方を生活習慣病と表現してございます。悪い生活習慣を続けますと今度次の合併症とか重症化につながっていきます。その状態になりましたら、合併症、重症化になりましたら、その辺の体のメカニズムといいますが、重症化のメカニズムについてはデータ等からもはっきり言われてしまして、その状態になれば次は糖尿病関係とか、脳血管でしたら脳出血、脳梗

塞と必ず上流部から下流部に流れるように、最終的には死をとといいますか、そうならない状態、その状態状態を前に引き戻すというのがこれからの保健指導になってきます。このことにつきましては、レセプト等、去年の国保のレセプトから点検いたしましたら、18年5月時なのですが、総医療費は約4億円かかっています。今言った生活習慣病の状態です。医療機関にかかった医療費が約1億円、その中から合併症、重症化に進んでいきまして、高額な医療費が今度かかってきます。この月は29人で4,000万円の医療費を費やしています。この状態を何とか、先ほど言いましたように川上から川下に流れていくメカニズムがはっきりわかっていますので、それを手前に引き戻すための健康保健指導に20年度から積極的にやってまいるといようなことをございますので、よろしくご理解いただければと思います。

議長（伊藤一男君） 小丸 淳君。

12番（小丸 淳君） いよいよ4月からこういった健診が始まり、また保健指導というのが出るわけですが、私はこれに基づいて、これはいわゆる治療法としては今言いましたようにウォーキングだとか、あるいはもう一つ筋力トレーニングですか、これも非常にいいと書いてあるんですね。こういったものを運動習慣の改善をする上において、何かこれに基づいて手帳といいますか、自分は例えばウォーキングをきょうは何歩やったよとか、何歩ということはないですね、何万歩やったとか、そういったものを記録するものは出てくるんですか、出てこない、ただ健診をやって保健指導をやって、日ごろの運動の努力が記録されるようなものはないんですか。

議長（伊藤一男君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（平間洋平君） これから特定健診をやりまして、いろいろな状態に応じまして、こういう状態ですからこういうことに気をつけてくださいとかということと、あと積極的にこの方々に対しましては健康指導に当たらなくちゃならないと。当たらなくちゃならない方々のいろいろな容体が違うと思います。血圧が高くてとか尿管関係とか、いろいろな方々に対してその一人一人に応じてテーラーメイドというんでしょうか、その人に合った保健指導が必要になってきますので、その結果、3カ月とか6カ月とか指導の結果どのように改善されていったかということも経過記録でもって、指導の結果があらわれないことには何のための指導かとなりますので、当初の状態から3カ月後、半年後どのような状態になったのかということはきちんと、例えば血糖値でしたらヘモグロビン関係の数値とか、あと血圧関係でしたら血圧が幾らから幾らになった、その経過等々につきましてもきちんと記録がなければ指導がどのようになったかということがわかりませんので、その辺はきちんと指導してま

いりたいと考えてございます。

議長（伊藤一男君） 小丸 淳君。

12番（小丸 淳君） 非常にこれから医療費もどんどん高騰していくでしょうから、医療費抑制のためにも町の中もひとつ、健康福祉課、生涯学習課、あといろいろ林道の関係は地域産業振興課、あと、そういう交通問題になってくると総務課あたりも、あるいはまちづくり推進課なんかも関係すると思うんですが、ひとつ縦割りではなくて横によく調整をしていただいて、医療費抑制のための健康づくり、これらに横断的に取り組んでいただきたいなと要望いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（伊藤一男君） これにて12番小丸 淳君の一般質問を終結いたします。

ただいまから休憩いたします。

2時10分から再開いたします。

午後1時56分 休 憩

---

午後2時10分 再 開

議長（伊藤一男君） 再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

次に、9番佐藤輝雄君の登壇を許します。直ちに質問席において質問してください。

〔9番 佐藤輝雄君 登壇〕

9番（佐藤輝雄君） 9番佐藤輝雄であります。

柴田町長として、ラストチャンス3町合併をどうみているか。

平成17年3月、3町合併破綻、その後、県南における10万人の中核都市を目指し、1市3町の議員が「県南中核都市実現の会」を立ち上げました。合併の理念を確認しながら、1市3町の枠組みで運動を進めてきました。しかし、角田市長の退陣宣言後の求心力の低下、さらに市議会選挙での結果から角田市は合併離脱やむなしの結論となりました。その間、実現の会の合併運動は県を動かし、さらに3町の住民まで巻き込んできました。その状況と新合併法のタイムリミットを考えた中で、住民発議による法定協議会の立ち上げの運動になりました。それらの状況を踏まえ、町長にお伺いいたします。

1) さきの3町合併のとき、法定協議会に臨んだ思いはどんなものだったのでしょうか。

2) 合併への現在の思いは賛成なのか反対なのか、それとも第三の方式はあるのでしょうか。

以上、お伺いします。

議長（伊藤一男君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

町長（滝口 茂君） 佐藤輝雄議員から2問ございました。ご回答申し上げたいと思っております。

まず、さきの3町合併のときに法定協議会に臨んだ思いということでございます。

私が前回3町合併を目指したのは、3町が抱える三つの課題を解決するためでございます。一つは、高齢化社会を迎え、地域全体に元気がなくなっていること、二つは自治体が財政危機に直面していること、三つは地方分権時代を迎えて市民が主役となる自治体づくりが求められていること、3町合併のスケールメリットを生かし、知識・情報化時代に対応したまちづくりを進め、財政危機を乗り越え、自立できる新しい自治体をつくるためでございます。合併協議会に当たっては、これまでのような根回しや裏取引といった政治手法を排除し、住民にオープンな中で政策論争を行い、合併の是非は住民投票によって住民がまず判断すべきであるとの態度で臨ませていただきました。

2点目、現在の思いということでございます。

柴田町の財政が悪化し、合併が必要とされた前回と三位一体改革が行われた後での柴田町を取り巻く環境は大きく変わっております。一つは、前回3町合併のリード役を務めた民間団体である「明日をひらく柴田の会」が、余りにも3町合併が突然の要請なので対応しないと決めるなど、町民の盛り上がり全体に広がっていないということがございます。二つには、合併した九つの宮城県の前自治体が合併のスケールメリットを生かせず、財政難に苦しんでいることがあります。三つには、柴田町より合併した市町の方が地方交付税を大幅に減額されている事実がございます。四つには、柴田町は財政再建プランが順調で約7億6,000万円の貯金を確保するとともに、200億円規模のトナー工場の建設が決まりました。ことし10月から平成22年6月までの1年8カ月間、間にピーク時で1,200人、述べ11万人の働き手が柴田町をにぎわすことになるなど、柴田町には大変勢いが生まれ、将来に不安がなくなっております。

こうした柴田町にとって好条件が生まれている中で、今回の住民発議においてどんな方々が署名集めに行動を起こすのか、それをまとめている方々がどんな民間の方々なのか、さらに署名活動がどの程度広がりを見せるのか、住民発議が本当の意味で住民の盛り上がりによる純粋な民意の反映になるかどうか今後の動きを見守らせていただきたいと思います。

以上でございます。

議長（伊藤一男君） 佐藤輝雄君。

9番（佐藤輝雄君） それでは、私の手元に、ある町民からこういう手紙が来ました。破綻の反省から再起動を願う一町民の願いです。そして、その中で、先ほど町長が合併破綻のときの思いを述べていただきましたが、その中で町長の言ったやつがわからないと、こういうことがあります。これが今からの合併、それから新しいまちづくりともかかわりがありますので、字句上の問題、つまり文言の解釈、生活者として理解できない、具体的な生活実態からも理解できない、わからない、だから情報の共有化のために字語の意味が生活実態に合ったものとして説明してほしいというふうな文言も入っておりました。それで、いつでも出てきますが、安定した行政サービスということが出てきますが、安定した行政サービスというのはどの程度を町長はいつでも言っているのかどうかをお伺いいたします。

わかりますか。普通、町長の場合には、住民サービス、文章にいつでも出ているんですが、その場合にいろいろな多種多様なニーズがあると、それに対して柴田町では安定した住民サービスを行うんだと、そういう安定したサービスがどの基準にあるんだと、どの程度が安定した行政サービスなんだということでもあります。

議長（伊藤一男君） 町長。

町長（滝口 茂君） 今回も97億円の予算を組んでおりまして、それぞれに目配りしながら予算編成作業を行っております。ですから、この安定といった場合に数値目標を一つ一つ上げて安定というものはかればいいんですが、なかなかそれは難しいと思っております。全体で町民の要望にある程度サービスが提供できて、町民の方々もその予算の範囲内でやむを得ないというところであれば、やはりそれは安定という一つの要素を含んでいるのではないかなと思っております。

議長（伊藤一男君） 佐藤輝雄君。

9番（佐藤輝雄君） そこなんですね。ある程度という、その程度がわからないんですね。つまり、今、町長の方は自立の道と、こうやっているわけですが、町民からすればいろいろなものが削られているわけですから、その削られている中でどの程度を安定としているのかということなんですね、町民が聞いてきているのは。

議長（伊藤一男君） 町長。

町長（滝口 茂君） 削られているということではなくて、削られている分もありますけれども、これは佐藤議員もおっしゃるように、むり・むだ・むらをなくしているのは削られている部分、そして今回は20年度の予算で新たに必要たる新規事業、先ほど加茂議員にも提案しましたけれども、そういうところにめり張りをつけて、いただいた予算の範囲内でサービス



を提供する、これが一つです。それから、将来にわたって柴田町が財政破綻をしないように提供していく、これも町長に与えられた安定的な財政運営ではないかなと考えております。

議長（伊藤一男君） 佐藤輝雄君。

9番（佐藤輝雄君） それから、いつでも出てくるんですが、知識・情報化時代に対応した新しいまちづくり、ITとも言っていますが、知識・情報化時代に対応した新しいまちづくりというのは具体的にはどういうことなんでしょうと、こういうことであります。

議長（伊藤一男君） 町長。

町長（滝口 茂君） 今いろいろな問題が出てきております。知識といえば先端技術の問題もあるし、パソコンの問題もあるし、それから環境問題もございます。それから健康福祉の問題、いろいろなことがこれまでの枠組みを超えて新たな段階を迎えているということではないかなと考えております。知識・情報は毎日毎日変わっているのが世の中ではないかなと思っております。

議長（伊藤一男君） 佐藤輝雄君。

9番（佐藤輝雄君） そうすると、とりわけ知識・情報化時代というのはIT関係を基準にしているんじゃないくて、今までの生活実態、それから今の世の中の状態が変わってきているやつをすべて包括してこういうふうに一括して言っているということによろしいでしょうか。

議長（伊藤一男君） 町長。

町長（滝口 茂君） すべてそこに該当するかというふうには答えにくいんですが、全部というふうには言いませんけれども、今おっしゃるように、知識・情報というと、そこを包括して考えていると言って間違いはないんじゃないかと思えます。

議長（伊藤一男君） 佐藤輝雄君。

9番（佐藤輝雄君） それから、前のときには財政危機を乗り越えて自立できる自治体をつくるんだということもありました。そうすると、財政危機を乗り越え自立できるということについてお伺いいたします。

議長（伊藤一男君） 町長。

町長（滝口 茂君） これにつきましては、財政再建プランを議会にご了解いただき、また職員、町民の理解をいただいて、財政再建プランを立てれば柴田町は財政破綻をすることはないということで19年度取り組まさせていただきました。その成果は出てきていると思っております。プラス、地方交付税が予算上よりもふえてきている、また税収もふえてきている、そういう意味で将来も柴田町は、今の時点ですよ、将来の大きな動きはわかりませんが、財

政的に夕張市のように破綻することはもうないと考えております。

議長（伊藤一男君） 佐藤輝雄君。

9番（佐藤輝雄君） ちょっと私の質問がまずかったんですが、今、私が聞いているのは大体さきの合併破綻したときの状態のやつを聞いています、その状態において。ですから、そのときに町長がこういう形で合併に参加していたという前段ですね、これは。私の質問は前段の部分で一応お聞きしていますので、財政危機を乗り越え自立できる自治体にするために3町合併に、前のですよ、破綻する前の段階、17年に破綻したわけですが、その前に入っているときの状態の文言です。これについて「自立するために」ということで入っているわけです、文章上には。そのことをお聞きしているわけです。

つまり、はっきり言いますと、18年に、これは合併破綻した後ですね、18年3月に3%カット、5年間で40億円かな、40億円の赤字が出ると、それを1年間で職員の給与を3%削減して、それで賄うというのが3月ですね。そして5月に今度は5%、3年間で20億円というので下がってきているわけです。大幅に修正されたわけです。それじゃなくて、その前の段階です。つまり17年3月までのために法定協議会に入った中で、柴田町はそのときにも財政危機を乗り越え自立できるように一応合併するんだということの意味合いの文言です。そのことを聞いているわけです。

議長（伊藤一男君） 町長。

町長（滝口 茂君） 16年度から三位一体改革が導入されて、あのときはたしか5億円の地方交付税が臨時財政対策債と合わせて減らされるということだったもんですから、柴田町は借金を抱えておりましたので、これでは太刀打ちできないと。そうであればスケールメリットということで、法定協議会にはその一つの要素として、財政危機に直面している、それを乗り越えるためにあの当時は合併のスケールメリットを生かしたいという思いがあって参加したというのは事実でございます。

議長（伊藤一男君） 佐藤輝雄君。

9番（佐藤輝雄君） それで、そのとき15年なんですよ。町長になって1年目かな、15年というのは。それで、15年には我々議員は大変な思いで財政を見取っていたわけです。それで合併の意味合いも強くしていたわけです。その中で、15年に財政が、財政というよりも、財政が15年に足りなくなったのが、7億5,700万円が足りなくなっているわけですね、15年に。それで、その15年の財源補てんとしてやったのが財政調整基金から1億4,000万円、それから繰越金、それからあと減債基金、それからあと土地を売るということで7億5,000万円にした

わけです。その中で一番大切なやつはふるさと基金を一気に15年に一般会計に使っちゃったわけですね。そのときなんですね、我々からすれば。そして、その財源がなぜ必要になったかというところで、補てんの必要というのは、15年ですよ、町有地の売り払いができなくて3億5,000万円が穴あいたわけです。それから、14年度の町債の繰り延べが2億6,000万円あった。それから15年の町債の繰り延べが1億3,000万円あった。締めて7億4,000万円、そういうものを繰り延べするようだから、当然ふるさと創生基金ですか、これも一般会計せざるを得ないという町からの提案を我々は飲んだわけですよ。つまりそういうふうなときに合併が進んでいるわけですね、15年ですから。そして16年にはこの財政の、ですから13カ所、19年に町長と一緒に私が13カ所、財政再建調査特別委員会として歩いたときに、3カ所ぐらいから出てきましたね、「ふるさと創生基金がどうなったんだ」と。そういうふうなことも含めて、町民からすれば「いつ使ったんだ」と。だから私が前から言っているのは、町長に、本当は18年、19年から歩き始まったわけですから、18年に町民にこういうふうな状態を出すのではなくて、本来であれば15年に出すべきじゃなかったんじゃないでしょうかと言っているわけです。その辺についてお考えをお伺いいたします。

議長（伊藤一男君） 町長。

町長（滝口 茂君） 議会の方からも行政改革ということで提案を受けました。そのときには組織再編にウエートがあって、財政的な危機というのは、もちろん書いてはありましたけれども、組織再編のウエートが高かったのではないかなというふうに思っております。また、ふるさと創生基金につきましても、事情を説明して、議会でやりとりしてお認めいただいたということでございます。15年度が財政危機であるということは広報紙を使って町民の方にお知らせしているというふうに考えております。

議長（伊藤一男君） 佐藤輝雄君。

9番（佐藤輝雄君） ですから、15年に我々は行財政改革特別委員会をつくりました。そして80項目の提案もいたしました。さらに、ここの中でふるさと基金のやつも一般財源に使われたと。こういうふうな時期のときに合併が進んでいっているわけです。ですから、そのときの状態からすれば、その財政危機を乗り越え自立できる自治体ということについてはそのときの15年ころにはどういうふうな思いだったのでしょうかと聞いているわけです。

議長（伊藤一男君） 町長。

町長（滝口 茂君） もちろん合併という一つの手段も、財政危機に直面しているということで頭の中に入れておきましたし、また当時はまだ破綻するという状況までに至っておりませ

んでした。16年度でたしか地方交付税が5億円減らされたというふうに思っております。ですから、予期せぬ事情が当然後からついてきたということもあるのではないかなと考えております。

議長（伊藤一男君） 佐藤輝雄君。

9番（佐藤輝雄君） ですから、そこが町長と私ら議会とのちょっとのずれというか、ちょっとだけじゃないですね。この15年のときにかかりのものが修正されているんですよ、1億3,000万円の分。例えばごみ収集委託料だの入間田20号線の測量調査委託とか、それから鷺沼改修委託料だの、こういうやつが全部削られていっているわけですね、町道の段差解消とか。こういうふうな町民の生活の部面を全部削っていったときに、1億3,000万円、それだけでトータルしたのが1億3,000万円です、町民の生活を削って。ですから、サービスというのはどの程度なんでしょうか。町民のサービスというのはどの程度なんでしょうか。それから、この財政危機を乗り越えて自立できるというのはどんなところにあるんでしょうか。貯金も全部すべて回しているわけですから、1億円のふるさとのも。それについては、町長は言ったと言うけれども、町民は、私らもちょっと恥ずかしくてみんなの前でふるさと創生基金を食いましたよなんて私も言えませんでした、たしか会報には書いたと思いますが、それについては町民の人はだれもわからない、今もってあると思っている人が大分おりますからね。その辺でお伺いいたします。

議長（伊藤一男君） 町長。

町長（滝口 茂君） たしか私の記憶では15年から16年度にかけて地方交付税が大幅に、これは私の予期せぬ話で、一方的に……、14年から15年にかけて一方向的に国の方から5億円程度減らされるというわけです。当時自立できるというふうに思っていたのがやはり三位一体改革のやみ打ちに遭ったようなもんですから、そこから改めて自立の道というのを再構築しなければならなかった。そのときには当然合併というのも一つの手段として考えていたもんですから、ベストとは言わないですけども、その当時はベターではなかったのかなと考えております。

議長（伊藤一男君） 佐藤輝雄君。

9番（佐藤輝雄君） ですからやはりそのところが、18年のときにああいうふうなきちっとした精査されたものでなくて、大ざっぱに、前から言っていますが、1月6日か7日のときに町民に向かってこうやるんだと出して、今度は3月には赤字なんだ、今度は5月にはまたそいつが職員は3年間5%カットなんだというふうな、そういうふうにもろもろのやつが見

てみるときちっと精査されてないし、それから今言っている15年の段階で幾ら何でも早く出せばよかったというのは今もって悔しさがあるんですよ。そういうふうなもので、一回、これもいつまでも言ってもしようがないことなので、あくまでも15年のやつも、15、16に国じゃなくて、国のやつが来たなら来たなりにそのときに出せばよかったんじゃないのかということについてお答え願います。

議長（伊藤一男君） 町長。

町長（滝口 茂君） やはり5億円のお金が一気に地方交付税が減らされるということは、そう簡単なやりくりでは済まないと思っておりました。それで、ここでは水害対策に反対論も出たし、入間田もストップさせていただいたり、それでもなかなか5億円を埋めるというのは、この100億円の予算規模、23億円の地方交付税の中では難しいというのをご理解いただかないと、ただ単に町長がどんぶり勘定でやっているようなことを言われますと、それはちょっと心外かなと。やはり国の動向というのが絡むもんですから、その動向を早目に情報収集すればよかったんですが、国の方もその当時はまだどうするか決まらなかったように今思い起こしておりますけれども、これからその三位一体改革の影響が、柴田町に大きな影響を及ぼさないような改革をしていただきたいというふうには思っております。

議長（伊藤一男君） 佐藤輝雄君。

9番（佐藤輝雄君） いつまでもこれにとどまっていることはできませんが、ただ、5億円が来なかったんだと、減額されたんだと。しかし、実際的に15年に穴あいているのは7億5,000万円ですから、7億5,700万円ですから、5億円がたとえ穴あいたにしても2億5,700万円は穴あいているわけですから。ですから、やはりそういうふういきちんと出すときには町民に出すという、そのことだけはお互い確認していきたいというふうに思いますよ、この次からはね、いろいろな町のお知らせも含めて。

それでは次に、住民自治をどのように育てていくのか、そして具体的将来ビジョン、都市構造をどうしていくのかということが最後に法定協議会の中の54項目の中に入ってきたわけですが、その辺についてはどういうふうな、住民自治をどう育てる、それから将来ビジョンはどうだ、都市構造はどうだということで、法定協議会でまとめたやつをお伺いいたします。

議長（伊藤一男君） 町長。

町長（滝口 茂君） 法定協議会で住民自治までまとまったかどうか、私はちょっと記憶がないもんですから、だれか答え……。地域審議会の話は出ていましたけれども、それが佐藤議員がおっしゃるような内容なのかちょっとその辺がわかりかねますけれども、地域審議会の

ことなんでしょうか。

議長（伊藤一男君） 佐藤輝雄君。

9番（佐藤輝雄君） こんなふうにとままっているんですね。具体的には合併協議会においては、行政と住民の協働による新しいまちづくりをどのように進め、住民自治をどのように育てていくのか、具体的な将来ビジョン、新たな都市構造をどのように整備していくのか、財政の見通しはどうか、新市の事務所、新市の名称、議員の特例など、積極的に町民に情報を提供し、最終的には合併の是非について住民投票を行うつもりであるというのが大枠のまとめなんですね、法定協議会の中で。この住民自治というやつについては、今、仙北でやっている、法的に各町によこされたやつなんで でないかと思うんです。でも、まとめは大体そういうまとめになっている。だから、その最後の段階で54項目の中でまとめた町の姿、いつでも言っていますよね、どういう町にするんだとかなんとか、その辺、頭にあるだけでいいから出していただけますか。

議長（伊藤一男君） 町長。

町長（滝口 茂君） 地域審議会の設置をするということしかちょっと記憶にないんですね。ただ、議論の中では私の方からは合併しても住民自治基本条例は必要ではないかという提案をしたのは覚えております。その文章は残念ながら全部頭の中に入れておりません、申しわけないんですが。

議長（伊藤一男君） 佐藤輝雄君。

9番（佐藤輝雄君） その中で、逆に住民自治基本条例なるものは法定協議会の中では論議はされてない。これは、町長は前にも私が聞いたときにされているような話ですが、法定協議会の中で住民自治基本条例なるものはわかりませんとはっきりこれは言われています。それが立ち上がったのが16年6月ですね、住民自治基本条例が柴田町で立ち上がったのは。ですからそのときには、16年6月のときにはない。17年3月ですか、合併破綻したのは。ですからその中では論議されておりません。さらに、情報が、お互いの中で情報の共有をしなきゃ今から進める上でやはり情報の共有というのは一番大切だと思うんですよ。そして、今、住民自治基本条例も論議はされてない。これははっきり言えます。ですから、町長が「いや論議してきた」と言っても、これはありません。

それから、町長が前に話したように、3町合併による事務所の位置に関する要望書ということで、柴田町の会長から出ています、商工会長から。その中にこういうふうなやつがあります。「柴田町が提案している」 これは私はわかりませんが、「柴田町が提案している、村田、

大河原、船岡、槻木地区に総合庁舎を設置し、それを核とした4極構想による都市づくりや個性のある商店街を推進すること」ということで、この要望書、それで柴田町に庁舎を出してくれ。これも私わかりません。4極構想で4極構想、4極ということは確かに出たことがあるけれども、それは取り上げてもらえなかった。さらに、その中に、その総合庁舎を槻木につくるなんていうのは、これはとんでもない話で、これもわかりません。これについてお伺いいたします。

議長（伊藤一男君） 町長。

町長（滝口 茂君） 佐藤議員、一生懸命合併を進めていた割には余り法定協議会においてになっていなかったのかなと思っておりますけれども。そのときに、4極構造につきましては私の方から提案をさせていただいて、その中で議論をさせていただいて、位置については多分建設計画に印という形で落とし込んでいるはずでございます。ですから、私の考えは一部取り入れていただいたのではないかなと考えております。ただ、総合庁舎をつくってほしいというのは商工会の理事の方々のご意見でございますので、それにつきましては私の頭で斟酌して4極構造の中の要素の一つに頭の中に入れていたことはありませんけれども、総合庁舎をつくれと法定協議会で言ったことはない、議事録を見てもらえばわかるんですが、ないと記憶しております。

議長（伊藤一男君） 佐藤輝雄君。

9番（佐藤輝雄君） 法定協議会の中だけじゃない、大分私がありまして、だから普通の人よりも余計わかっているつもりだし、資料も持っているつもりです。そういう勝手に、自分の目で勝手に推測することはやめてください。

それから、もしくは今度は合併の再起動の方に入ります。

合併を再起動する上で、柴田町長の疑念、疑問がありますね、町長からすれば。その中で、合併をした上でも財政基盤が強化できる、住民本位のまちづくりができると思わない、こういうふうなことについてはいかがですか。町長が思っていることでしょうか、これは、違いますか。つまり合併したからって財政基盤の強化ができる、住民本位のまちづくりができるということはないんだよということは何も言っていないか。言ってるでしょう。それについて、財政基盤が強化できる、住民本位のまちづくりができる、つまり合併としてはそういうものはないんだというふうなとらえ方でよろしいですか。

議長（伊藤一男君） 町長。

町長（滝口 茂君） 三位一体の改革というのがあのときはなかったんですね。途中から三位

一体改革が入って、そして合併した自治体の地方交付税の推移、これは県の課長が15年と18年度を比較してこの間の研修会でお示ししました。ただ、19年度を比較しますと、地方交付税は減っているところでございます。私のデータでいきますと一番減らされたのが東松島市でございます。こういうふうにしてやはりその時々で状況で支援策も変わってきているということでございますので、合併したから即財政が好転するということはないと、要するに自動的に方程式を解くようにならないんだと。ほかの自治体も合併したら財政が厳しいんだということを財務局長にお話ししている、新聞報道を私は見えていますので、そういうことをもとにお話をさせていただいております。もちろん一人一人の首長さんからすべて聞いたわけではございません。その辺もご理解を得て共通認識していただかないと、合併すれば地方交付税が来るんだ、国の支援が受けられるんだと、こういう話は町民に正しい情報を伝えてない。ちなみに、東松島市は17億円、4年間で26.7%マイナスです。柴田町は第8位、5億4,500万円、マイナス16.5%、量でいけば15年と19年を比較しますと一番最低に額が減らされなかったということになります。石巻は55億円減らされております。ですから、これは合併したからしないからは関係ないんですね。基準財政収入額と基準財政需要額です。これをはっきり町民に言って、そして合併するかどうかをしていかないと、何か「合併すると国からお金が出るんだ」みたいな、まだそういう町民がいらっしゃるんで、そこはお互いに解消した中で判断を仰ぐべきではないかなと思っております。

議長（伊藤一男君） 佐藤輝雄君。

9番（佐藤輝雄君） いや、話が逆だったんですね。つまり合併を私たちの方から、合併を進めている方から「合併すると税金が余計来るんだよ」という話はしてないんですよ。町長から出たんですよ、最初に、合併しなくても柴田町は余計金来たんだと。そこから火がついたんですよ。それで一応聞いて取り寄せたのが合併したところとしないところでの税金はどうなってるのと、こうなったんですよ、税金の関係で。それで、地方交付税が合併したところは減らされたのが65万人、合併しなかったところが67万人いるんですが、その二つを比較して、県の方での発表ですよ、地方交付税、合併したところについてはトータルで0.8%下がっていますと、合併しなかったところについては7.8%下がっていますと。つまり7%、合併しなかったところは7%余計に合併したところより少ないですよと。これはトータルですよ、個別じゃなくて。つまりこれは、こんな話は、余計な話は町長から出てこなければ、私これ言わないんですよ。私ら合併したから金来るとかなんとか一言も言ってませんから。町長が最初に言ったんでしょ、その話は。1億来たとかなんとかって、そいつを町を歩いて。合



併しなかったから、柴田に来たと。それはお互いはっきりとそういう話はしないと、要は需  
要額なりすべてその基準によって来るんですから、柴田町が町税が上がれば次の年は交付税  
は少なくなるし、ぐんと落ちればそれだけ交付税は上がる、そういうことでよろしいですね、  
解釈は。

議長（伊藤一男君） 町長。

町長（滝口 茂君） そこを間違えないでいただければいいんです。要するに合併したから地  
方交付税がふえるとかふえないとか関係ないんだと、各町の個別なんだと。ところが、今お  
っしゃったように、18年度とすると、合併したところは7.何%マイナスとか、そういう話が  
実際出てくること自体が逆に私はおかしいと、個々のあれですからね。この地方交付税の話  
はたしかチラシに、後で調べますけれども、載っていたような気がするので、後でお話をさ  
せていただきたいと思います。

議長（伊藤一男君） 佐藤輝雄君。

9番（佐藤輝雄君） だから、そのこのところでお互いに確認したいのは、一番最初に合併しな  
くても金が来たんだという話をしたのは町長だと言っているんです、私が言っているのは。  
それに受けざるを得なくなってこの話をしているということだけなんです。ですから、あく  
までも、確かに今度の場合、新しい合併、今度の税金の来るやつでは合併したところに余計  
手厚くやるというのは総務省でも言っていますから、そういう話がありますが、でも、そも  
そも出発点のこの柴田町は合併しなくても金が余計に来たんだという話は各町民にも言っ  
ているわけですから。だからそういうふうな話ならこちらでも受けざるを得ないということが  
あるので、そういう話は普通の状態を考えて、やはりそれを土台にして言って歩いてもらっ  
ては困るということなんですよ。どうですか。

議長（伊藤一男君） 町長。

町長（滝口 茂君） 会員さんに入っていると思うんですが、チラシ、1市3町の合併のチラ  
シなんです。そのときに、「平成20年3月までに合併した市町村には新合併特例法により、前  
回ほどではありませんが、普通交付税、特別交付税及び推進債による国の財政支援が得られ  
る最後のチャンスです」と。減るということに対して「最後のチャンス」という言葉は使わ  
ないでしょうから、ここには普通交付税がふえるという前提の書き方ではないかなと。です  
からお互いに、合併するからふえる、合併しないからふえないんじゃないかと、これは各町の  
個別の話なんだということを書いていただければ、わざわざこのチラシに私は書く必要はな  
いのではないかなというふうに考えます。

議長（伊藤一男君） 佐藤輝雄君。

9番（佐藤輝雄君） どっちが早いかという問題じゃなくて、大人になりましょうや。

それでは次に、合併の将来像を判断していただくということです。今までも出てきたんですが、財政的には厳しい町があって、財政が厳しいところが合併しても、これは本当の意味での合併にならないんでないかということを行っています、そしてある程度財産があって合併すれば合併効果が出るという、そのところでまず話をまとめたいと思うんですが、やはり村田、大河原、柴田、これは確かに財政は悪いです。ただ、私からすれば一番悪いのは村田じゃなくて柴田だと思っていますが、比率から見てね。ただ、その中で、柴田、大河原、村田という特徴ある三つの町です。その三つの町が、特徴ある三つの町が合併すれば、それなりに売りにもなるし、それから適正規模であるというものはっきりしています、157平方キロメートル、7万6,000人。やはりそういうふうなものから考えて、お互いのないところとプラス面と合わせて、そして一つの町をつくっていけば素晴らしい町になる。これは逆に言うと、企業の合併というのは大体合併するときには大変な時期を乗り越えるために合併するわけですよ。そういうふうなことでいかがでしょうか。

議長（伊藤一男君） 町長。

町長（滝口 茂君） 佐藤輝雄議員の適正な大きさというのがよくわからないんですね。というのは、合併破綻をした6月議会で、村田と柴田が合併すべきだと詰問されました、なぜしないんだと。そして、8月に今度は角田と大河原と柴田です。これはある議員の方々が私に面会を求めてきた。その橋渡しで佐藤議員がおっしゃった、これは素晴らしいんだと。ですが、私はおかしいということでお断りしました。そのとき大河原と角田の市長さんにお会いしたという新聞記事が載っておりました。その次は1市3町が最適規模なんだと、10万9,000人、行政規模では最適な大きさと。これを町民の方々に全戸配布したかどうかわかりませんが、配っております。そして、また今度は7万5,000人が最適だと。ということは、最適というのはその場で変わるということで、2市7町も、もしかすると最適かもしれないという考え方をしております。

議長（伊藤一男君） 佐藤輝雄君。

9番（佐藤輝雄君） それで、財政が悪いところが火中の栗になって無理じゃないかと、貧乏な三つの町がという話なんです、それで、今から柴田町も22年、23年ころが一応、実質公債費比率をどういうふうに見ているか、柴田町だけで結構ですから出していただけますか、実質公債費比率。今19年だから20年から出していただけませんか。

議長（伊藤一男君） 企画財政課長。

企画財政課長（加藤嘉昭君） 正確な数字は持っておりませんが、18年度決算ベースで21.0になっておりますので、3カ年平均ということで計算されますので、今後3年間程度は20%台で推移するというふうに思っております。公債費も大幅に減るのは26年度からですので、25年度までは20%台で推移すると予測しております。

議長（伊藤一男君） 佐藤輝雄君。

9番（佐藤輝雄君） そうすると25年までは実質公債費比率は20で行くということですか。それで、県の方で出しているやつがあるんですよ。これはあと何かあったら私じゃないんで、一応町長が県に行っていますから、県の方と話ししてくださいね。あくまでも出しているのは、これは県の方で出しているんです、総務部市町村課です。事例で見ると、柴田町は平成22年に実質公債費比率20.9もしくは20.8、これで大体よろしいですか。それで、村田が実質公債費比率、やはり同じように22年です、県で出しているのは18.6%、どんと落ちているんですね。それから大河原、大河原もこれは22年はすごいですね、11.9に落ちているんです。つまり大河原が11.9、村田が18.6、柴田は20.9、こうなっているんですね。ですから、これに伴って町長が言っているように、村田がひどいという話を前にちょこっとしていますが、つまり村田の場合ひどいんじゃないかと、そういうひどいところと合併できないような話をしていますが、私からすれば20%以上は必ず毎年出しているわけですね、県を通じて、つまり財政再建のプログラムを。ですから、それに対してそのとおりになるということじゃないと思うんですよ。あくまでも財政再建団体にしないために国の方と県の方では出させているわけですから、実質公債費比率18%以上のところは。さらに連結しているやつも出させているわけですから。ですから、柴田町は明るい見通しがある、一つの町は大変だ、そんなことは言うべきじゃないと思いますよ、あくまで人のことですから。ましてや、それは国の方で統括しているわけですから。さらに、今言ったように、実質公債費比率は22年までは県としての責任をもって出しているわけでしょう。その辺をちゃんと県と確認して、そうすれば村田町が最終的には柴田町よりよくなっていくんじゃないか、こういうふうなことで、どうですか。

議長（伊藤一男君） 町長。

町長（滝口 茂君） 私が勝手に村田の財政についてお話ししているわけではなくて、これは佐藤町長から大変資金繰りが悪化して予算が組めないという情報があったものですから、お話をしているだけでございます。ですから、実質公債費比率が今は18%で貧乏二兄弟になっ

ておりますけれども、今度は25%に上がるわけです。その間は自由にやっていいということになりますので、実質公債費比率ではなくて、貯金が今幾らあって、今必要とする事業を果たしてできるのかと。残念ながら村田の町長のお話では、公約である村田の統合問題、これが21年度にはできないという話をしているので、そうすれば柴田町の方は実質公債費比率は21%でありますけれども、その中でも財政調整基金7億6,000万円も生み出すくらいに財政改革をさせていただいて、26年度では18億円の借金が一気に10億円に減ります、もちろん途中使わないという大前提ですけれども。そうしますと、合併のメリットというのは、22年度に合併したら……、うちは23、24、25の3年我慢すると8億円のお金が町民のために使えるというふうになるんです。そういうこともやはり町民の方にお知らせしていきたいと思います。

議長（伊藤一男君） 佐藤輝雄君。

9番（佐藤輝雄君） その柴田町が、柴田町だけが金が浮くとか、あちらよりこちらの方が金が浮くとかじゃないんですよ。さっきから言っているように、住民側からすれば生活する上で適正規模というのがございます。それで、例えば経常収支比率、これは18年、多分町長もお持ちだと思っておりますが、18年度の経常収支比率にしても柴田町は36の下から5番目です。ところが、村田町は27番目にあるわけですよ。大体上の方ですよ、27番目という。そういうふうに、あとこれから見ると公債費負担比率が柴田町は下から8番目だけれども、村田は11番目になっているとか、そういうふうないろいろな資料をもとにしてきた場合に、ただ何年までは大変だけれども、それを過ぎたら今度はお金が自由に使えるんだ、そういうものじゃなくて、やはり大河原、柴田、村田の生活、さっきから言っているように適正規模というか、157平方キロに7万6,000人入るといふ、そういう生活の面もやはり考えて合併をせざるを得ないのではないかなと思うんですが、どうですか。

議長（伊藤一男君） 町長。

町長（滝口 茂君） 今おっしゃったデータで、いいデータが出ているはずなのに、なぜ村田の町長が私にわざわざ21年度の予算が大変なんだと、組めないんだというお話をされるのか、数字上よければ財政構造はいいはずなんです。ところが、別な要素が絡んでいるので、実態体験として私にわざわざおっしゃるのではないかなと。私の方も確かに数字は悪いですが、町民に対してサービスを提供できない状態ではありません。20年度でも新規事業にも着手させていただいておりますし、これからは学校の建設基金にも5,000万円ずつ積んでいくという約束もさせていただきました。そういう新しい事業に取り組んでも柴田町は財政破綻することはないと、地道に将来推計をこの議会で議論させていただいてつくった結果です

ね。これから将来の大きな流れはわかりませんが、このままでいけば26年度にはさっき言ったように町民に対してある程度のサービスは、ハード事業はできるというふうな見通しを立てております。これを町民に訴える、あと町民がどう判断するかは、数字は確かに悪いですが、実際に借金は払い終わるわけです。その辺を訴えていきたいなと思います。

議長（伊藤一男君） 佐藤輝雄君。

9番（佐藤輝雄君） そうすると26年にはサービスできるということは、今、柴田町はいろいろな意味で住民の人たちに負担を強いているわけですね。例えば使用料、手数料、保育所料金を上げたり、あと各自の組織に対しては補助金、負担金を削っている状態ですね。それから、あと地域でやる敬老のやつも1,000円カットしているとか、そういうやつが26年には戻るということによろしいんですか。

議長（伊藤一男君） 町長。

町長（滝口 茂君） それは各町の政策と突き合わせていかなければならないのではないかなと思っております。柴田町が財政破綻になったのは、収入以上にサービスを提供してきて、水膨れ、佐藤議員がおっしゃるむり・むだ・むらをつくってきたから財政の資金繰りが悪化したもんですから、どれが適正かにつきましては一つ一つの事業を精査させていただきたいなと思っております。敬老会をほかの町でやっているかどうかわかりませんが、うちのように細かくやっているかどうか調査して、もしやっていなければうちのサービスが上だという話になるのではないかと、ただし手数料は50円高いというのはございますけれども。政策については、前のサービスが適切だったのか、今のサービスが適切なのか、これはほかの町のいろいろな団体と比較して最終的には町民から不満が出ないということが一番適切な状態ではないかなと思っております。もちろん区長さんの手当とか職員の手当、これは戻さなければならぬというふうには考えております。

議長（伊藤一男君） 佐藤輝雄君。

9番（佐藤輝雄君） 今、適正かどうかという問題で、佐藤洋治町長がやめた後の退職金の問題、あの委員にはだれがなりましたか。

議長（伊藤一男君） 町長。

町長（滝口 茂君） 町の推薦だったと……、仙南町村会の推薦で私がなっております。

議長（伊藤一男君） 佐藤輝雄君。

9番（佐藤輝雄君） そうすると、前に町長が4年間で2,000万円弱の退職金は、だれか委員がそこまでかかる選挙はないんじゃないかという話が前に出たと思うんですが、それについ

て一応佐藤洋治理事の方にはその辺を高いんじゃないかという話があって、直す方法はないんですかという話を聞くということになったんですが、その辺はどうですか。

議長（伊藤一男君） 町長。

町長（滝口 茂君） 洋治町長ではなくて、退職組合の中でその話を出しております。日にちは忘れましたが、私が直接佐藤洋治町長にお話しし、退職組合にも話をした記憶がございます。

議長（伊藤一男君） 佐藤輝雄君。

9番（佐藤輝雄君） それで、今いろいろお話を聞いたんですが、その中で、さきに町長がいろいろ話をしている中で、合併に対して何としても合併は嫌なんだと、合併はこういう理由があるからしたくないんだというものがあつたら出していただけますか。

議長（伊藤一男君） 町長。

町長（滝口 茂君） したくないとかするとかじゃなくて、やはり状況が変わってきているということをご理解いただきたいと思っております。柴田町は、先ほど言ったように財政再建プランをしてみずから身を削って、町民にも痛みを押しつけて、そして明るい見通しが立って、これから、7億6,000万円のうち2億円は使わせていただきますけれども、今までいろいろ議会に要望あったことについても随時サービスが提供できる段階に、柴田町でやれるという自信を持ってきております。そしてまた、リコーの200億円規模の工場も立地しておりますし、東海高熱も立地すると。ということは、将来にわたっての経済基盤というのが柴田町は確立してきております。ましてや11万人の方が1年8カ月の間にここに来るわけですから、その消費、弁当とか住まいとか、今、要望が来ております、現に。そういう活動を町民の方にお見せすればおのずと、わかりませんが、将来に対する不安というのを持たないで済む町民も結構多いのではないかなと考えております。

議長（伊藤一男君） 佐藤輝雄君。

9番（佐藤輝雄君） そうしますと、町長の頭にあるのは、町の力、つまり人が多くなる、それから財政が自立できる、そのことによって合併は必要ないということの確認でよろしいですか。

議長（伊藤一男君） 町長。

町長（滝口 茂君） 必要ないとかじゃなくて、当面合併を進める環境条件が十分に整っているとは言えないというふうにお答えさせていただきたいと。というのは、町民も、なぜ1年何カ月も1市3町という看板を掲げられたのが急に2月にラストチャンスなのかと。ラスト

チャンスというのは国からお金をもらえるラストチャンスであって、合併というのはそんなお金をもらえるからする、しないではないはずなんですね、佐藤議員もおっしゃっているとおり。それがラストチャンスと言うこと自体、お金をもらわないと合併ってしないのかというふうに私はとるのではないかなと思うんですが、逆質問はできませんけれども、そう思っております。

議長（伊藤一男君） 佐藤輝雄君。

9番（佐藤輝雄君） 私がまず町長に合併をしなきゃならんという理由の中に、私ですよ、前に町長が立候補した、何度もここで言っていますが、西住を歩いたときに、うちの後援会長も事務長も歩いているんですが、そのときに、これは合併せざるを得ないところだと、こういうことを町長は言っているわけですね、私の前だけでなく。それと同じ状況というのが大河原と村田もあるんですよ、フォルテの前なんか、村田に来ていますからね。そういうふうに町としての適正規模というのは私そこで言っているわけですが、そういうことに対して西住のああいうふうに入り組んだところで「合併しなきゃなんね、これは」と言ったやつについての思いはどうですか。

議長（伊藤一男君） 町長。

町長（滝口 茂君） 境界線が入り組んでいる人たちの合併への思い、これは当然であります。だからこそ将来のまちづくりがどうなのか町民にビジョンをしっかりと示して、そしてこの場でも議論をすべきではないかなと思っております。皆さんの団体、残念ながら代表者の方からここでビジョンを示されて質問されたことは一回もございません。そういうところがせっかくの思いを実現できないでいる一つの足かせになっているのではないかなと思っております。それから、やはりこれは言わないでおこうと思ったんですが……、まあ、いいです。

議長（伊藤一男君） 佐藤輝雄君。

9番（佐藤輝雄君） 何だかわかりませんが。まず西住とか、そういうところに対して合併は必要だというやつは、町長ははっきり言って立候補する前に言っているわけですから、みんなの前で、それに対してこちらからすれば、あの西住町は館山の陰ですから政策も何もありませんよ、生活圈は大河原なんですから。それが政策で何か変わるような状況があったらその辺も含めてご答弁をお願いします。

議長（伊藤一男君） 町長。

町長（滝口 茂君） 政策が何も無いというのは、それはちょっといかなものかと思っております。西住につきましても、小学校は運営しているし、児童館も運営しているし、20年度

はおくればせながら水害対策もやるということでございますので、それはちょっと、私は何とも言えませんけれども、町民の方々が理解してくれるのではないかなと、何もしてないということにはならないと考えております。

今回の合併に反対ということではなくて、環境がいかにも拙速であるし、唐突だというふうなことから町民が思っているということを理解していただかないと、住民発議というのは住民がやるんですよ。だれが署名代理人になって、全部町長に上がってきますから、見ればわかると思います。ですから、やはり純粋な形でまじめに住民発議が行われて、正々堂々と合併協議会で。その後の変化があります。ですから、私どもは身を削ってちゃんと貯金もしたし、一方、村田町という名前が出ましたから、村田町は財政に大変苦しんでいるというお話だったものですから、それを私は町長から直接毎回毎回伺っているということをご披露させていただいた次第で、数字上は確かにいい数字が出ている、出ているのになぜそういう状態になるのかという現実もあるということもご理解をいただきたいと。ですから、西住の方々の思いというのは、それは2市7町という将来の道州制に備えても、だめになることはないんですね。ラストチャンスだと、もう2年で終わりと、あとはないのかと、それとは違うのではないかなと思います。

議長（伊藤一男君） 佐藤輝雄君。

9番（佐藤輝雄君） 何か話を聞くに、議員は合併が必要だと、これは前から言っていますね、両輪だと、首長と議会は両輪だと。議会の方の圧倒的多数の人たちは合併が必要だと、そして村田も大河原の議員も必要だということであれば、だれが住民発議をしようが、今はちなみに大河原でも百人委員会、青年会議所、桜川会とか具体的に動き出しておりますが、ですからあくまでも議員だけじゃないですよ。でも、議員がやったにしても何ら臆することはないし、その中で発議ができるという、これは法的な措置ですから、それに対して何か議員だけがやっているのはおかしいんだ、住民がやらないんでないかとかというやつは、結果として上がってくるものに対して町長として対応すればいいだけであって、何もその中で個人的な意見というのを入れるという必要はないと思うんですが、いかがですか。

議長（伊藤一男君） 町長。

町長（滝口 茂君） 住民発議というのは、議会とか執行部が議会の中で住民が直接意見を述べてもはね返されるので、議会に対して直接請求と、そういう趣旨で住民発議というのがあるんですね。それに、わかりませんが、どなたがなるか、これは今持っているわけではありませんけれども、住民発議の内容を見守りたいというのはそこでございます。



ただ、圧倒的多数の議員が賛成しているんだとおっしゃるんですけども、実は1市3町もそうでしたね。圧倒的多数の人が賛成していたにもかかわらず、途中で角田の議会が反対だからもうやめましたと、やめた理由も町民にはこの会の方からお示しされておられません。こういうことで本当に町民の方々がまじめにもう一度気持ちを奮い起こさせて臨むかというのは、結果わかりませんよ、私には何か不自然だなという印象は持っております。

議長（伊藤一男君） 佐藤輝雄君。

9番（佐藤輝雄君） 角田のやつについては、3町合併から流れていっているわけですね。3町合併のときには、柴田は図書館、村田では陸上競技場、大河原では総合市民ホールといいですか、土地までも含めたそういうやつがあった。それが角田が入る、中核都市も入る、そうすると角田には公認陸上競技場もある、図書館もある。そうすると、その中で大きなまとめになると、300キロ平方メートルのね。そういう発想があって、そして一番まじめだったのは佐藤清吉市長だったんですよ、そのときには、ですから、その町についてどうこうということについては、割と人のことを言いやすい首長なんですけど、やはり人のことは余り言わない方がいいんじゃないかなと私は思います。

それから、今度は具体的に法定協議会が一応私個人のあれでは立ち上がると、住民の皆さんも動いていますから、あくまで住民の皆さんですからね。住民の皆さんも動いていますから、そうすると法定協議会が立ち上がるときには3首長の事前打ち合わせになると思うんですが、どうですか。

議長（伊藤一男君） 町長。

町長（滝口 茂君） その事前打ち合わせというのはよくわかりませんが、住民発議が動いて結果が出た後に考えていきたいと思います。

議長（伊藤一男君） 佐藤輝雄君。

9番（佐藤輝雄君） それで、これは事前打ち合わせになるというのは大体わかるんですが、というのは、さきの場合には村田と大河原と柴田が合併法定協議会の前に準備会みたいな3町のやつがありましたからね。その中で村田が、どうしても村田を入れたいということで、最初は村田の佐藤洋治町長からは5分の4ですか、採決のときの5分の4が出て、それを4分の3になったと、そういうことでよろしいですか。

議長（伊藤一男君） 町長。

町長（滝口 茂君） 5分の4が4分の3というのはちょっと……、4分の3の特別条項があったということだけは知っております。

議長（伊藤一男君） 佐藤輝雄君。

9番（佐藤輝雄君） そうすると、今度はその事前打ち合わせの中でやはり一つ二つ、これまでの経験から踏まえて、今回の場合には法定協議会が立ち上がる、それでは前に庁舎の問題、期日の問題、そういうのがあると思うんですよ。ただ、あと事業については確認だということがあると思うんです。それで、その一番最初の大切なやつは、4分の3条項でなくて、一応立ち上がると想定をして、今までの庁舎の場合には2分の1になったわけですが、今度の場合にも全部すべて4分の3条項を取っ払って2分の1にするおつもりはあるかどうか。

議長（伊藤一男君） 町長。

町長（滝口 茂君） まだ法定協議会ができておりませんので、今は全然考えておりません。

議長（伊藤一男君） 佐藤輝雄君。

9番（佐藤輝雄君） それから、委員の数ですが、町長、副町長、学識経験者4名、議会から3名ということで9名出ていますよね。そうすると、結果としては各町の、大河原はちょっと違うようなんですが、柴田も村田も何か町長色が強くなって、我田引水の委員会というやつをかなり強く感じていたんです。やはりそういうものを踏まえてマイナスであると考えれば、私は町長1、学識経験者2、議会2の5名でいいと思うんですが、どうですか。

議長（伊藤一男君） 町長。

町長（滝口 茂君） まだそれも考えておりません。

議長（伊藤一男君） 佐藤輝雄君。

9番（佐藤輝雄君） それから、町長はあるところでほかの町会議員に「私は法定協議会が立ち上がったならば合併から離脱するよ」と、こういう話をしています。その合併離脱をするという原因と、合併から離脱するときどういう形で離脱するのか、その辺をお伺いします。

議長（伊藤一男君） 町長。

町長（滝口 茂君） 具体的に考えておりません。

議長（伊藤一男君） 佐藤輝雄君。

9番（佐藤輝雄君） そうすると、あくまでも冗談で言ったのが、それともただ、それが1カ所じゃないんですね、言っていることは、多分自分でもわかっているとおり。それについてはもうちょっと、そういうふうに「わかりません」じゃなくて、言った限りはやはりそれなりきの話をしていただきたいと思います。

議長（伊藤一男君） 町長。

町長（滝口 茂君） 前回の法定協議会で合意した事項というのがございます。先ほど言わな

いでおこうと思ったんですが、ここまで来ると言わざるを得ないのかなと思います。それは大河原町議会の話なんです。合併賛成という旗印を振っておりました。そして、私のところに来たときに、これからは行政区域を取っ払う時代なんだから事務所はどこでもいいというふうにして、町長、よろしくお願ひしますというふうに来たのが大河原の議長さんでございました。そのときに私は、いや、庁舎というのは人・物・金の中心で回るので、私は政策として主張させていただきますというふうに言いました。そうしたら、事務所の位置――表向きはですよ、事務所の位置が大河原に来ないということで反対に回ったと。その説明が柴田の町民にもこの議会にも一切説明がございません、やはりこのやり方が……。

今回は1市3町の合併と新聞に載っているんですが、大河原に庁舎が来るから賛成なんだと、新聞記事ですよ。それでは全く白紙の段階から柴田町の町民が臨むわけにはいかないのではないかと。やはり法定協議会というのは合併の反対・賛成両方の是非を問うところですよ。法定協議会ができたから即合併ということにはなりません。これは法律で決まっております。そのときにこういう前提条件があって、またいろいろうわさが飛んできております。現に大河原でなければ合併しないという声もあります。そうであれば問題解決にならないのではないかなと思っております。ですから、やはりきちっとそういうことじゃなくて、お互いに将来のまちづくりということであれば、政策論争でやるということであれば、それは法定協議会ができるんでしょうけれども、そこで議論をすべきではないかなと。もちろん財政の問題、合併したほかの自治体も財政的に大変苦しいということです。これも合併特例債という国の支援にすがったがために借金払いで苦しいと。メリットは何なのか、全体のメリット、柴田町のメリット、そういうことを当然法定協議会で議論させていただくと。あとは定数の問題です。職員の削減、本当に削減できるのか。このパンフレットにはいろいろいいことが書いてありますけれども、実際このとおりにはならないんですね。そういうことも法定協議会で、もしできれば明らかにしていきたいなと思っております。

議長（伊藤一男君） 佐藤輝雄君。

9番（佐藤輝雄君） 庁舎の位置で合併破綻したのは、基本的には庁舎の位置というのは町長が一番ご存じですよ。それはたしか合同庁舎の4階でやったときに、中村清一議員が町長に対して議事録をとめて苦情が出ましたよね、議事録をとめて。その中で言っているやつは、町長に対して、町長が時事通信の中でこういうことを言っているわけですよ。大河原の町議らは名前も庁舎も取って欲張りだと不満を強めているということを出した。そして、これに対して大河原の中村清一さんから、それはおかしいんじゃないのと、言い方が、こう

いうふうに言われた。つまり庁舎のことでは町長は十分くらい知っているわけですよ、安藤征夫さんと二、三回ぶつかっていますからね。ですから、それに対して大河原の町議がどうだのこうだのという、そういう話をねじ曲げた話じゃなくて、やはり素直に、だからなるべくほかの町に行って余りけんかしてほしくないというのが正直な話なんです、私の。

そういうふうには庁舎の問題とかある。それから、あと庁舎についても、今からは今度の新しい合併推進債ですから、今は特例債じゃないですから、そうなってきた場合にはもう本当にあめ玉といいですか、もう何も無いに近い形なんですね。あくまでも合併は住民のための合併の理念、つまり少子高齢化はもっともっとひどくなってくる、そうするとスケールメリットも必要だ、それから居住地が隣町と一緒にできている、それも直さなきゃならん、そういうふうな住民の側に立ったための合併を言っているのであって、おら方だけ金持っているから何とか自立するからいいんだという状態の合併ではないんだと、今からは。そのことを特に157平方キロメートルだから余計にその辺を町長に言っておきたいんですよ。その合併の理念というのはそういうことでずっと生きていくということに対してどうですか。

議長（伊藤一男君） 町長。

町長（滝口 茂君） どうも合併すると何かバラ色の話に聞こえるんですね。三位一体改革の前はそういう合併特例債というような95%の充当、75%の地方交付税算入、これが今度は90%の充当、40%の算入率、行政改革につながるのであれば50%。ですから条件が全然違う。これがメリットと本当に言えるのかという条件があります。現に合併のモデルとされた丹波篠山、合併特例債を使って火の車でございます。全国の町村会という大会の中でもそういう問題点を指摘されている。ですから、状況が変わってきているということです。町民に本当にやるのであれば冷静に正しい情報をまず示す。もし最適であればなぜビジョンを示さないのか。1市3町という議論になりましたね、この議会で。それは法定協議会で議論するんだみたいな話でしたが、そうじゃないのではないかと。やはり合併して将来どうなるというのがみんな知りたい話なんですね。そこが全然ないままに条件が変わってきている。財政支援もそうメリットもない。地方交付税も減らされる。そうであれば、柴田町はおかげさまで、柴田の町民の生活向上に町長は自信を持って今後ある程度のサービスはできるめどが立った。財政再建団体にはもう陥ることはない。来年度は職員の給料カットの半分は何とかお返しできるような財政構造にしたいと思っております。ですから、今の段階よりも将来は道州制で2市7町というもっと大きくくりの中での広域行政をしていかなきゃいけない時代が来るんです、10年後には。ですから、今はその力量をつけるために、せっかくためた財政調整基

金ですから、適切に町民のために使って、私は町民の幸せをそれをもって維持するのが私の当面の務めではないかなと。もちろん合併するには効率のいい大きな合併の方が効率という点では、財政の余剰資金ですか、投資資金を生み出せる。今の3町では残念ながら赤字のために投資的経費は全くゼロです。ですから財政支援策は受けられないというのが私の予想しているところでございます。そして、なぜ今急いでやらなければならないのか。将来は道州制ということもありますので、その辺をにらんでいってもいいのではないかと、そうすれば西住の問題もちょっと待っていただければ解決するのではないかなと思っております。

議長（伊藤一男君） 佐藤輝雄君。

9番（佐藤輝雄君） 道州制は、江口座長が10年という話をしていますが、その状態では、あくまでもやはり町民に対して夢のような話をしていますが、10年でできるわけがない。その辺では町長と見解が違ふし、その場だけ逃げるためにはそういう話を使って逃げてよろしいんですが、そうではないと思います。

それから、最後になりますが、やはり我々は箱物をつくれる金があるから合併と言っているんじゃないですよ。もう間違いなく157平方キロメートルの中に生活が入っていると、7万6,000人の人が。そのためには絶対に必要だということの話をしているんです。ですから、今度はさらにリコーのトナー工場が来て人がふえとなれば、どういうふうな分布図になるかわかりませんが、さらにもっともっと合併というのは必要性が出てくると思います。それと同時に、今、大河原も柴田も村田も役場職員が少なくなってきております。その中において一番大変なのは福祉の関係です。つまり専門職、高度な専門職の知識が要求されるときに、今のまま柴田は柴田、大河原は大河原とやっている時期じゃない。それを広域に任せる状態でもない。そういうものを踏まえて、あるべき姿の合併というのを求めているんだと。そういうことを言って、まだ1分ありますが、一応終わります。

議長（伊藤一男君） これにて9番佐藤輝雄君の一般質問を終結いたします。

ただいまから休憩いたします。

3時35分に再開いたします。

午後3時23分 休憩

〔午後3時23分 18番加茂力男君 退場〕

---

午後3時34分 再開

議長（伊藤一男君） 再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

次に、2番有賀光子さんの登壇を許します。直ちに質問席において質問してください。

〔2番 有賀光子君 登壇〕

2番（有賀光子君） 2番有賀光子です。2点について質問いたします。

1点目、視覚障害者等情報支援緊急基盤整備事業の導入。

本事業は、障害者自立支援円滑施行特別対策として国が平成18年度から平成20年度までの3年間にわたり行い、地域における障害者に対する情報バリアフリーを一層促進させるために自治体や関係機関に情報支援機器等を整備し、視覚障害者や聴覚障害者等への情報の充実を図るもので、点字や音声、手話等による情報支援のため、自治体や公立病院等の公的機関の窓口業務の円滑化等に必要な情報支援機器やソフトウェア等の整備を行うものです。これらの整備に要する費用については、都道府県または市町村に一律100万円を限度とし、定額の100%を補助することになっております。

宮城県内でも36市町村のうち、19年度決定、20年度予定しているところは16市町あり、市では仙台、塩釜、石巻、気仙沼、名取、角田、東松島、多賀城、登米、大崎の10市、町では仙南で蔵王、亘理の2町が入っております。取り組みの内容は各市町それぞれですが、主として視覚障害者の方々へ力を入れているようです。

本町においても一日も早く取り入れ、情報バリアフリーの推進に努力すべきと考えますが、町長の見解を伺います。

厚生労働省の統計では視覚障害者は約32万人と言われております。病気を原因とする中途失明者の増加などにより、点字を利用できない人が全体の9割を占めております。ほとんどの視覚障害者は各種の契約書や申請書、請求書、税金や年金・公共料金の通知、防災・防犯情報、行政サービス・医療情報など日常生活全般にわたってその内容がわからず、著しい情報格差にさらされていると言っても過言ではない状況であります。

このような格差を埋める技術として日本で開発されたのが音声コードです。音声コードを簡単に説明いたしますと、約800文字の情報をバーコード化したものであり、専用の活字文書読み上げ装置を使用すれば音声で文字情報が読み上げられ、視覚障害者は自分の耳でその内容を知ることができます。バーコードは約2センチ四方の大きさで、専用のソフトを使って文書を作成すると自動的に添付されるものです。点字印刷に比べると大幅なコスト削減となります。

活字読み上げ装置は、平成15年度に厚生労働省の日常生活用具として認定されております。この音声コードは視覚障害者の方にとって大変役立つものであり、閉ざされた世界を大きく開

いていくことのできるものであります。この機器は約10万円ですが、1級・2級の方々は1割負担で購入できるものです。当事業の導入が前提であります。本町においても音声コード付文書化への積極的取り組みと活字文書読み上げ装置を適切な箇所へ取り入れ、視覚障害者の方々の情報格差をできる限り少なくしていくべきと考えるが、町長の見解を伺います。

2点目、子育て支援について。

1) 昨年9月の議会で、乳幼児医療費助成の拡充について一般質問をさせていただき、今年度より3歳から4歳まで無料になったということで大変喜ばれております。幼児は抵抗力も弱く、病気にもかかりやすく、死亡率も高いものがあります。厚生労働省の保健統計室の調査によると、2006年度では4歳までの死亡率は10万人のうち72.3人と19歳までの間では最も高くなっております。国では平成20年4月から乳幼児医療費の窓口2割負担をこれまでの2歳児から小学校入学前までに拡大いたします。この機会にぜひ町の最も大事な子供たちのために、小学校入学までの通院費の無料化の拡大をしてはどうか伺います。

2) マタニティマークは、妊産婦が身につけたり、ポスターなどで掲示して、妊産婦への配慮を呼びかけるものです。見た目では妊婦だとわかりにくい妊娠初期などに満員電車で押されるとか、近くでたばこを吸われるなどの苦情を訴える声が多いことから、一目で妊婦だとわかるよう全国共通マークが決められました。昨年の議会において、妊婦バッジの配布について質問いたしました。その際、町長は「有料でお渡しします」と答弁されました。妊婦バッジ有料配布のほか、新たにマタニティマークキーホルダーの無料配布について伺います。

議長（伊藤一男君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

町長（滝口 茂君） 有賀光子議員の大綱2点ございました。お答えいたします。

まず、視覚障害者等情報支援関係でございます。

議員ご指摘のとおり、この事業は障害者自立支援法の円滑な実施のために緊急を要する事業として多くのメニューが示されている中にあるもので、情報支援機器等を整備し、視覚障害者への情報提供の充実を図るものでございます。

視覚障害者等情報支援緊急基盤整備事業は、人の多く集まる施設や病院の窓口に活字文書読み上げ装置等の機器を設置し、視覚障害者に的確な情報伝達ができるようにするためのものでございます。そのため、利用者は機器の設置されている場所に出かけて利用することになり、往復の移動による負担が考えられます。そのため、本町においてはサービスの対象者となる方の数や視覚障害者自身からの相談要望等を勘案した場合、必要とする視覚障害者個々

に日常生活給付事業で視覚障害者用活字文書読み上げ装置の購入を支援していく対応の方が賢明と判断しているところでございます。サービスを必要とする視覚障害者が日常生活用具等の給付についての情報を得られていないことも考えられますが、支援団体からの情報や町が委託している相談支援事業所等からの情報提供に努めてまいります。

音声コード付文書化への取り組みにつきましては、県の対応を確認しましたが、現在のところ視覚障害者の支援団体向けの文書等に限定した取り組みを行っているようでございます。今後、県の動向や各市町村の取り組み状況を見ながら、本町においての音声コード付文書化を検討してまいります。

ちなみに、「県政だより」の点字版や音声版が町に送付されてきており、また河北新報社では目の不自由な方々が音声読み上げソフトを使って東北のニュースを閲覧できるホームページサービスもございますので、ご活用いただければと思います。

子育て支援についてでございます。

私は、子育て支援なくして少子化対策はないと考えております。少子化問題は、現在の人口を維持できないばかりか、経済全般、社会保障、特に年金等に大きな影響を与える深刻な問題であります。この4月からは乳幼児医療費の自己負担割合2割が現在の3歳児未満から義務教育就学前までに拡大されることとなります。このように国も対策を立て取り組んでいるところでございますが、町としましても少子化対策の重要施策といたしまして、子育て支援プロジェクトとして町の重点項目に上げさせていただいております。

1点目の乳幼児医療でございます。

昨年の答弁の中で、子育て支援の観点から助成の拡大について検討させていただきますと回答しておりました。実は、議員おっしゃるとおり、本定例会において平成20年10月から外来診療の医療費分を現在の3歳未満児から4歳未満児まで引き上げる条例改正を上程させていただいております。県内の状況を見ましたとき、4歳未満児まで、また最近では義務教育就学前まで助成の対象を拡大している市町村が多くなってきております。私といたしましても、議員ご指摘の義務教育就学前までの助成については財政状況を勘案し、なるべく早い段階で実現したいと考えております。

2点目、マタニティマークのキーホルダーの無料配布でございます。

平成18年12月の議会において、議員より妊婦バジの普及についての一般質問を受け、翌月の1月から3月までの3カ月間、母子健康手帳交付時にマタニティマークについてアンケート調査を実施し、配布のための検討資料づくりに着手いたしました。期間中52名の方の協力



をいただきました。その結果を検討させていただき、平成19年4月の母子健康手帳交付から、携帯、服、かばん、職場のネームプレートに張るなど自由にアレンジできるマタニティマークの布ステッカー5枚1組を無料で配布しています。キーホルダーの配布につきましても検討いたしましたが、かばんの中や服の中に入れられてしまい、外の人にはわからなくなることから、配布しませんでした。既に300人以上の妊婦の皆さんに布ステッカー配布とマタニティマークの説明をいたしておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（伊藤一男君） 有賀光子さん。

2番（有賀光子君） 1点目について質問いたします。

本町の視覚障害者は現在何名いらっしゃいますか。

議長（伊藤一男君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（平間洋平君） お答え申し上げます。

障害の程度により1級から6級までという区分がございますが、19年3月現在におきましては84名でございます。そのうち特に障害程度の重い1級の方が31人、2級の方が27人であります。以上です。

議長（伊藤一男君） 有賀光子さん。

2番（有賀光子君） この1級、2級に1万円で割り引きされる音声コードを利用している方はいらっしゃるのでしょうか。

議長（伊藤一男君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（平間洋平君） お答え申し上げます。

現在までお一人の方から申請がありまして、お一人の方に交付してございます。

議長（伊藤一男君） 有賀光子さん。

2番（有賀光子君） このお一人というのは自分で、何か情報が来て希望したのでしょうか。

議長（伊藤一男君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（平間洋平君） お答え申し上げます。

障害者の方々に対する相談支援ということで、その支援場所につきましては白石陽光園とはから福祉会に相談窓口といたしますが、相談事業につきまして委託に基づいて相談事業をお願いしてございます。また、直接に町の健康福祉課に寄せられる相談件数もありまして、その中でこのようなサービスについての相談がございました。このようなサービスといたしますが、新たにスタートしました障害者自立支援法に基づくサービス給付の中で、情報機器相談事業としてその支援法の中でサービスが受けられますというようなことでお話し申し上げま

したら、そういうことでありましたら手続きいたしますというようなことで申請された方でございます。

議長（伊藤一男君） 有賀光子さん。

2番（有賀光子君） 先ほど町長の答弁の方で、結局県の方に問い合わせしたら……。はっきりもう一度教えていただけますか。

議長（伊藤一男君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（平間洋平君） 先ほど町長が答弁申し上げました、今後各市町の取り組み状況を見ながら検討してまいりますという答弁でありましたが、その後、議員からこのような質問を受けまして、県に確認、問い合わせをいたしました。そうしましたら、いろいろなサービス機器につきましてはこういう点字プリンターとか自動点訳ソフトとか活字文書読み上げ装置あるいは拡大の読書機というようなことで、視覚障害者の方々に対する情報支援緊急基盤整備事業としてこれから申請してもまだ間に合うという県からの回答がございましたので、先ほどいろいろ検討してまいりますという、その中に議員の提案の件も含めまして検討してまいりたいと思います。そして、どのような検討かといいますと、さきに導入してあります市町の状況を確認しまして、その状況を確認の上、先ほど申し上げましたいろいろな機器がございますので、本町にとってどのような機器をどこに設置するのが利用者の方々にとって利便にかなうのか早急に検討してまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

議長（伊藤一男君） 有賀光子さん。

2番（有賀光子君） 先日、石巻の方に視察に行ってきました。そうすると、石巻ではまず納税通知書、各デイサービス受給者証、各種申請・更新手続の通知とか、市議会だよりとか市の作成するチラシ、パンフレットなどが対象になっておりました。また、担当の方は、活字文書読み上げ装置の存在を知らない方がかなりいらっしゃるということで、まずそれを知らせるための音声コードを取り上げて、まず市役所の前に情報サービスを図っていますよということをお話しておりました。また、愛知県の方のあれでは社会福祉協議会に3台置いて、あとやはり市役所の方に2台で、計5台を貸し出し用に利用する計画をお話しておりましたので、ぜひそういうところの情報をいろいろ聞いておいてほしいと思いますけれども、いかがでしょうか。

議長（伊藤一男君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（平間洋平君） お答え申し上げます。

ただいま議員がおっしゃるように、行政機関といいますか、各窓口で町が所有して置く方法

とか、あとリースといいますか、例えば県の機関では15台既に設置してありますので、市町村の要望があれば数カ月の単位であればPR用でしたら貸し出ししてもいいですよというように答えも得ていますので、県からの貸し出しを受ける、あるいは町での所有とか、あと機種につきましても現在のところ議員ご存じのとおりバーコード的なやつで、1個で800字しか対応できないんですね。そうしますと、普通のお知らせ版等々につきましても普通は1枚の分が、バーコードで読み上げるといいますか、プリントアウトする、あるいは音声にするにも400字程度ですので、枚数が膨大な枚数になってきてしまいます。その辺等いろいろ考慮しまして、先ほど話しましたプリンターがよいのか、あるいは読み上げ装置がよいのかとか、先進地で導入した各自治体からの利用者の声等々も確認しまして、本町によりよい、本町に一番かなうような仕組みでもって導入してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（伊藤一男君） 有賀光子さん。

2番（有賀光子君） ぜひ装置の方を確認してやっていってほしいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

次に、子育て支援の乳幼児医療費の拡大についてお聞きします。

まず、町の1年間の出産件数と国保加入者の出産件数、これはどのくらいになっているのか伺います。

議長（伊藤一男君） 町民環境課長。

町民環境課長（大宮正博君） 町の1年間の出産数の関係ですが、16年度で314人、17年度で327人、18年度で316人、19年度2月までで300人というふうなことで、300人ちょっとで推移してきてございます。そのうち国保加入者の1年間の出産件数ですが、16年度60件、17年度で48件、18年度で51件、19年度2月申請までで45件というふうな数字になってございます。

議長（伊藤一男君） 有賀光子さん。

2番（有賀光子君） ここ数年の乳幼児の助成件数、この助成額はふえているんでしょうか。

議長（伊藤一男君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（平間洋平君） 乳幼児の助成件数、助成額はふえているのかということですが、17年度から見ますと、17年度助成件数約1万1,100件で助成額が2,361万円、18年度1万3,151件で助成額が2,608万4,000円、19年度、これは決算見込みになりますが、1万3,200件で助成額が2,550万円というふうになってございます。

議長（伊藤一男君） 間もなく会議終了の4時を迎えますが、有賀光子さんの一般質問を終結

するまで延長いたします。ご了承ください。

有賀光子さん。

2番（有賀光子君） 平成20年4月から助成が4歳未満まで拡大するようになりますが、その場合、年間どのぐらいの助成費用になるのでしょうか。

議長（伊藤一男君） 町民環境課長。

町民環境課長（大宮正博君） 20年4月から助成を4歳未満まで拡大というふうなお話だったんですが、先ほど町長が答弁申し上げましたとおり、20年度において4歳未満まで助成の拡大の条例改正ですか、これを今議会に上程させていただいているというところでございます。改正につきましては10月1日からというふうに考えてございます。半年分になりますので約200万円ほど見込んでございます。

議長（伊藤一男君） 有賀光子さん。

2番（有賀光子君） それから、小学校就学前までに助成を拡大した場合、このときの助成費用はどのぐらいになるのでしょうか。

議長（伊藤一男君） 町民環境課長。

町民環境課長（大宮正博君） 年間で大体1,700万円ほど必要になってまいります。

議長（伊藤一男君） 有賀光子さん。

2番（有賀光子君） 平成14年10月に国民健康保険法改正により3歳未満の乳幼児の窓口負担が3割から2割に引き下げられましたが、このとき年間どのぐらい町費が減額になったのでしょうか。

議長（伊藤一男君） 町民環境課長。

町民環境課長（大宮正博君） 平成14年10月、健康保険法改正で窓口負担2割に引き下げられたということで、町費の減額ということでございます。平成15年度の年間助成費で約700万円減額になります。ただ、県が2分の1、町が2分の1ということでございますので、町の助成分としては約350万円ほど減額になるということでございます。

議長（伊藤一男君） 有賀光子さん。

2番（有賀光子君） 町の助成金が15年度から年間350万円ほど浮いているわけですので、現在20年だと1,500万円、本当でしたら浮いているはずですけども、町長にお聞きしますけれども、拡大にはできないのでしょうか。

議長（伊藤一男君） 町長。

町長（滝口 茂君） 昨年度から乳幼児医療を上げるというお約束のもとに財政をかんがみま

した。10月からですけれども、お約束は守れたのかなと。これは広沢議員からもご指摘がございました。私としては、ほかの動向の状況を見まして、最低にはなりたくないという思いがありますので、財政状況を見て、5歳、6歳、中学までに上げていくつもりでございます。ただ、財政状況を勘案するという条件はつけさせていただきたいと思います。前回もたしかそういうふうにお話しして、実施できましたので、やりたいというふうに思います。

議長（伊藤一男君） 有賀光子さん。

2番（有賀光子君） 現在、先ほど町長がほかはかなりふえていると言いましたけれども、ちょうど6歳未満までがほとんど、仙南でもほとんどです。蔵王町もことし4月から小学校6年生までが無料になります。なっていない3歳未満までというのが柴田と大河原。そして、その大河原もことし4月からは4歳未満までして、そして来年は5歳、翌年は6歳までというふうに町長と約束をしたという話を伺いましたけれども、今、町長はびりにはなりたくないと言っていますけれども、びりになっていますけれども、もう一度はっきり町としてはどういうふうにするのかお聞きしたいと思います。

議長（伊藤一男君） 町長。

町長（滝口 茂君） そういう攻め方をされますと……、6歳未満は21年度に考えていきたいというふうに思っております。

議長（伊藤一男君） 有賀光子さん。

2番（有賀光子君） 来年、21年に考えたいということは、どういうことですか。

議長（伊藤一男君） 町長。

町長（滝口 茂君） 私としては、21年度、就学前という発言をしたつもりなんです、後ろの方からちょっと……、財政状況もありますので、21、22と1歳ずつ上げていきたいと思っておりますので、22年度にはラストを免れるということになるかなと思っております。

議長（伊藤一男君） 有賀光子さん。

2番（有賀光子君） ということは、22年までには小学校前までにはなるということによろしいですね。わかりました。よろしくお願いします。

次に、先ほどマタニティマークの方のお話ありますけれども、これもシールの方で、バッジとか、それを伺ったけれども、アンケートでシールにしているということになりましたので、まずこの配布、妊婦さんだけでなく皆さんにも周知徹底する必要もあると思いますけれども、そういう意味からもどういうふうに、その点いかがでしょうか。

議長（伊藤一男君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（平間洋平君） このマタニティマークにつきましては、そうでございますね、趣旨を周囲の皆さんに、妊婦さんの方への配慮を気づいていただくというのが趣旨でございますので、妊婦さんであるということを回りの方に周知していただくために、一般の方々にもこのマークにつきましてはの周知といいますが、いろいろな広報とか、いろいろな機会を通じまして啓蒙に努めてまいりたいと思います。

議長（伊藤一男君） 有賀光子さん。

2番（有賀光子君） 町全体の方にもPRの方をよろしく願います。

以上で質問を終わらせていただきます。

議長（伊藤一男君） これにて2番有賀光子さんの一般質問を終結いたします。

以上で一般質問通告に基づく予定された質問はすべて終了いたしました。

これをもって一般質問を終結いたします。

以上をもって本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

あす午前10時から再開いたします。

ご苦労さまでした。

午後4時04分 散会

---